

平成30年白浜町議会第2回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成30年6月14日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成30年6月14日 9時31分

1. 閉 議 平成30年6月14日 16時00分

1. 散 会 平成30年6月14日 16時00分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	中 本 敏 也
生活環境課長	廣 畑 康 雄	観 光 課 長	愛 須 康 徳
建 設 課 長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	玉 置 孔 一	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉
日置川事務所副所長	東 剛 史		

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成30年第2回定例会2日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配付しています。

本日は一般質問を予定しています。

休憩中に議会運営委員会の開催を予定していますので、よろしく申し上げます。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日は撮影を許可しております。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

13番溝口君の一般質問を許可します。溝口君の一般質問は一問一答形式です。まず、1点目の中間貯蔵施設についての質問を許可します。

13番 溝口君（登壇）

○13 番

13番溝口であります。通告に従いまして、6月議会の一般質問をしてみたいと思います。

本日は、3点の一般質問を予定しております。それでは、早速でございますが、質問に入りたいと思います。

第1点目といたしましては中間貯蔵施設についてでございます。この中間貯蔵施設につきましては、昨年から政党の関係者の方であるとか、それとまた市民団体の方々がこの中間貯蔵施設の計画が白浜町で進んでいるのではないかと、そういった危惧等から集会等や、またチラシなどの啓蒙活動をしているというような状況であるかと思えます。

そういった中で、私も先の3月の議会議員選挙活動の際に、数名の町民の方、2名か3名だったと思いますが、そういった方から中間貯蔵施設がこの白浜町にできるのかとか、そんな計画があつて進んでいるのかと、そういった質問を二、三の方から聞きました。私はそのときには、その町民の方々に、そんな計画を私自身も聞いたこともありませんし、そういったことを把握もしていませんよと。しかし、現状から考えてそれを簡単につくるところというのは、そういうふうな形で簡単には進まないのではないですかと、そういったような答弁をした記憶がございます。先の白浜町議会でも一般質問にも取り上げられました。しかし、このことについては、電力会社とかまた国が公式的に、中間貯蔵施設の建設についての申し入れとか、それは今現在そういったことはない、そのように私も承知をしております。しかし、余りにも降って沸いたようなという言い方は表現が合っているのかどうかわかりませんが、そういった話を聞きますので、ひょっとしたら非公式にでも打診があつたのかどうかを聞いてみたいと思います。

先の議会の一般質問の答弁でも、町長が、電力会社や国からもこの中間貯蔵施設に関する申し入れ等であるとかそんなのは一切ありませんと、そういった答弁であつたと思いますが、再度町長の答弁を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま議員より、使用済核燃料の中間貯蔵施設についてご質問いただきました。

中間貯蔵施設につきましては、先の議会におきましてもご質問をいただき、答弁したところでございますが、ご質問にありました中間貯蔵施設の建設につきましては、電力会社や国から公式及び非公式におきましても打診や申し入れはございません。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そういたしましたら、この中間貯蔵施設については、今の日本の現状から私が判断しまし

て、どこかに中間貯蔵施設の建設をしなければならないことであると、そういうふうには私は把握をしておるんですけども、しかしこのことについては、やはり電力会社や国が責任を持って進めていくべきものであると、そういうふうには把握をしております。しかし、白浜町としては、中間貯蔵施設については、今町長から答弁がありましたけども、公式な申し入れ、そしてまた非公式な申し入れも一切ありませんが、それだったら一体白浜町としてどういうふうを考えておられるのかと、そうした基本的な考え方について聞いてみたいと思います。それでは、町長の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井瀬君

○番 外 (町 長)

これまでも中間貯蔵施設に関する質問を何度かいただいておりますが、改めて私の考えを正確にお伝えしたいと思います。

以前から申し上げていますように、この件に関しましては国や事業者から施設に関する申し入れなどは一切ございません。中間貯蔵施設の確保につきましては、議員がおっしゃったように、国や事業者が責任を持って進めていくべきものだと考えております。これまで国や事業者から中間貯蔵施設に関する申し出等は一切なく、何ら具体的な話がない中で、中間貯蔵施設を受け入れることは考えておりません。

古き時代から先人が築き上げていき白浜町は観光産業が中心となって発展してまいりました。町の将来は観光産業の進展にかかっていると考えています。それは議員各位も同じだと思います。白浜町を目指すところは、私の公約、スローガンでございます、世界に誇れる観光リゾートの実現であります。これまでもご質問をいただきまして、私の考えを説明してまいりましたが、町民の中には不安を感じておられる方もいらっしゃるかと思います。不安の声も聞いております。国や事業者から何のコンタクトも申し入れがない中で、繰り返しの答弁となりますが、中間貯蔵施設につきましては受け入れることは考えておりません。

○議 長

13番 溝口君 (登壇)

○13 番

ただいま町長のほうから明確な答弁というか話がありましたけれども、私は今回の一般質問に際して、本来でありましたらこういった仮定の話での一般質問というのは控えるべきではないかと、そのように判断をしていたわけでありまして、降って湧いたようにといいましょうか、こここのところ昨年ぐらいから、この中間貯蔵施設について、ある町民の方から聞いたときには、さも計画の話が非公式に進んでいて、あとここ1年もたてば表舞台に上がってきて、こういった話で町内でわいわいなるのかなと、そういった危惧をした話を何回も聞きましたので、ここはやはり仮定の話ではありますけれども、基本的な考え方について、白浜町として、いま一度町長のほうから聞いて、発言、発信をしていただいたほうが、少しでも町民の方が安心するのではないのかなと、そのような思いで今回一般質問をしました。本来でありましたら、このような仮定の話を一一般質問の場で取り上げて、聞かれる町当局の方も大変だと思うわけでありまして。これは白浜町だけが進めていくとか反対であるとかそういうわけではございません。先ほども言いましたように、こういった大変重要で、そしてまたシビアな案件でありますので、本来なら先ほども言いましたように、こういった案件につき

ましては、電力会社や国が一步一步進めていくのであるならば、進めていくべきであって、その地の市町村がまず先もってどうこう言うべきものではありません。また、答弁もなかなかしづらいものであろうと思うわけですが、先ほど町長のほうから基本的な考えについて発信がございました。

この問題については、私は、政争の具にしようという形で動いている方もいるよう把握をするわけでありますが、そんなことはすべきではないという思いで、今回あくまで、私ははっきり申し上げますが、あくまで仮定の話です。仮定の話を一問一答で取り上げるというのはいかがなものかと思いましたが、そういった思いで一問一答をいたしました。

それでは、議長、1点目の質問については終わりたいと思います。

○議長

以上で、1点目の中間貯蔵施設についての質問は終わりました。

次に、2点目の小中学校、保育園の統合についての質問を許可いたします。

13番 溝口君（登壇）

○13番

2点目の小中学校、保育園の統合について質問に入りたいと思います。

このことにつきましては、私は3月に行われました白浜町議会議員選挙の焦点の大きな柱として、少子高齢化が進むことにより、本当に我々のような地方の町村は、今後大変疲弊した状態になってくると。その中には地域社会の存続すらできない地区も出てくるのが予想されると。そういったことで、少しでも少子高齢化に歯どめをかけられるような有効な手だてを考えていかなければならないと話をしてまいりました。訴えてきました。この少子高齢化の影響によりまして、早くもこれから申し上げます小中学校、保育園の統合などを考えていかなければならないということでもあります。そしてまた、私はこのことについては避けて通れないことであると考えております。そういったことで、今回教育委員会、町の考えや方針について聞いていきたいと思うわけでもあります。

それでは、小中学校の統合について教育委員会に対して質問してまいります。

まず最初に、大きな小中学校の統合につきましての国の指針というものがあるのかどうか聞いてみたいと思います。教育長の答弁を求めます。

○議長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君

○番外（教育長）

溝口議員より小中学校の統合についてご質問いただきました。

昨今の少子高齢化に伴う全国的な児童生徒数の減少など、学校環境を取り巻く状況が変化する中で、教育委員会としましては、学校の統合については今後の大きな課題だと考えております。小中学校の統合に関する国の指針につきましては、教育次長よりお答えします。

○議長

番外 教育次長 高田君

○番外（教育次長）

小中学校の統廃合に関する国の指針について、ご質問いただきました。

学校統合に関する国の指針につきましては、過去において、当時の文部省が出した195

3年通達、その内容を修正した1973年の通達があり、現在は文部科学省において公立小学校及び中学校の設置者である市町村教育委員会が、学校統合の適否、または小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際や、都道府県教育委員会がこれらの事柄について域内の市町村教育委員会に指導、助言、援助を行う際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点をまとめた、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きを平成27年1月に策定し、公表されてございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

国の方針は聞きました。わが県の教育委員会の指針というのは、あるのかどうかについても聞いてみたいと思いますが、どうですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

和歌山県教育委員会においては、少子化の進行により、県内の小・中学校は近年、急激に小規模化が進み、学校の活力や教育効果などの面でさまざまな課題が生じていることから、早急に対応する必要があるとして、平成18年6月に、公立小・中学校適正化規模について（指針）を策定し、小中学校の適正規模の基準、学校統廃合の検討、学校統廃合に際しての留意すべき点等について、公表されてございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

教育次長のほうから県の指針がありましたけども、それならば我が町の白浜町教育委員会としてのこういった指針についても聞いてみたいと思いますが、白浜町の統廃合については、今まで教育委員会のほうから、白浜町の指針ということではなく、本当に基本的な考え方について今まで全員協議会等で数回聞いた記憶がございまして、それでは我が町白浜町教育委員会としてのこの統廃合についての指針というものがあるのかどうか、答弁を求めたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

白浜町の児童生徒数について、教育委員会の基本的な考え方といたしまして、1学級当たり小学校が10人から20人程度、中学校が20人から30人程度としており、適正規模を満たさない学校については、指導方法の努力や工夫改善を行い、教育環境の充実を図っております。

教育委員会としましては、児童生徒が何名になれば学校を統廃合するといった明確な基準は設けてございませんが、学校の統廃合については保護者や地域住民の理解を得ながら慎重に進めていく必要があると考えております。そのためには、各地域の現状や課題、また、児童生徒数の推移を的確に把握し、必要に応じて、保護者、学校、地域住民の皆様へ状況をお知らせし、各学校の現状等を理解していただき、今後のあり方について協議、検討していた

だけの材料をお示ししてまいりたいと考えております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

白浜町の教育委員会としての考え、これはいま一度確認をいたしますけども、これは指針ではなくて基本的な考え方ということによろしいのでしょうか。今教育次長から説明をしていただきましたことについては、基本的な考え方であって、白浜町教育委員会としての指針ではないということですか。まずその点だけ確認をしたいと思います。どうですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

基本的な考え方でございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

それでは、先ほど教育次長のほうから説明がございましたが、基本的な考え方であると、あくまで指針ではないということでありませう。

それでは、そういった考え方につきまして、数点具体的に今の現状についての教育委員会としての話を聞いてまいりたいと思います。

小中学校ということでありませうけど、まず中学校について質問をしてまいりたいと思えます。今現在白浜町には4校の中学校があります。この4校の中で、先ほどから教育次長のほうから説明がありました基本的な考え方に沿って考えて、この4校の中には統廃合を今すぐ考えていかなければならないような中学校があるのかどうかについて聞いてみたいと思えます。どうですか。答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

中学校4校につきましては、学校それぞれの地域の状況、生徒数の推移予測等から、今すぐ統廃合が必要であるとは考えておりませう。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

白浜町の4校の中では今すぐ統廃合は考えてはいないと、そういった状況にあるような中学校もあるかと思えますけども、教育委員会として、今すぐは考えてないということでありませう。それでありませうたら、もう少し具体的な質問をしたいと思えます。

学校名は言いませんけども、ある中学校の今年度の生徒数は8名の中学校が1校ございませう。この8名のうち3年生が3名でありませう。そして、この8名の内訳は3年生が3名、2年生が2名、1年生が3名ということで計8名の生徒でありませう。そして、来年この3名の中学3年生が卒業すれば生徒数が5名になります。もしませうたら、この中学校校区の小学校の来年度の卒業生の数値が今手元にあるんですが、それを見てみませうたらゼロでありませう。

来年入ってこられる6年生の卒業生はゼロということがこの表に載っております。ということは、来年1年間は5名の中学校になるわけでありませぬ。

そうしまして、2年後の卒業生の人数を今現在の人数で見ても、その次の卒業生は4名となっております。その後、1名、5名、3名、3名とそういった形で続いていくのでありますけれども、当然先ほど申しましたような2年生が2名、1年生が3名と、順繰りに入ってくることもあれば、2名、3名と卒業としていくわけですね。ですから、この中学校の生徒数は今後、来年からここ五、六年間はざっと5名から9名ぐらいで推移をしていくわけでありませぬ。

先ほど教育委員会としての指針ではありませんけれども、基本的な考えに沿って、私はいろいろな地域性であるとかそういった形も把握いたしますけれども、教育委員会としてこの中学校の統廃合について、地域性もあろうかというような形で一概にはいかない点もありますけれども、一体どういうふうを考えているのか教育委員会の考えを聞いてみたいと思ひます。どうですか、答弁を求めませぬ。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

議員がおっしゃられたように、お尋ねの中学校の現在の生徒数は8名となっております。来年度から3年間の生徒数は5名から7名で推移しますが、4年後以降は10名前後になると見込まれております。ご質問の中学校につきましては、以前に学校統廃合を行っており、統合後は校区が広くなり、廃校となった校区の生徒は統合前に比べ通学距離が長くなっております。再度統廃合を考える場合には、さらに通学距離が長くなることなどを考慮する必要がありませぬ。

教育委員会としましては、生徒数の推移の見込みなどから、現状では統廃合を考えてございませぬ。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そういった地域性であるとか通学の距離、この中学校は一度統廃合をして今現在に至っておられると。そこでさらに統廃合をすれば、通学に対して時間的に負担増となるというような考え方であると思ひます。今教育次長から話がありましたように、ここ数年間はまた5名から7名と、あともう少しいつたら、ざっと10名前後かなという形でありませぬけれども、3学年ですから1学年で平均しても3名から4名というようなそういったところで、思春期を迎えた中学生の教育に十分対応をしていけるのかと、私はそのように思ひます。統廃合については考えていないということでありませぬが、非公式にでも、この中学校について教育委員会として内々に協議とかそういったことも一度もされてないのかどうか、そういう点について確認したいと思ひますが、どうですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

統廃合の協議は行ってございませぬ。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

それは地域性、先ほど言いました通学距離が極端に長くなってどうこうと。中学校が生徒数10名前後のままですと存続をすると、存続させると、そのような教育委員会の今のところの判断だとは思いますが、しかし、私は現実的にそれは少しどうかと。そういったことは私の提案になりますけども、教育委員会の内部でその中でも、非公式にでも協議は一度や二度ぐらいはこの中学校についてすべきではないのかなと。これは教育委員会の中で非公式にでも協議をして、こういった内容だったと、それは別に我々議員に発表してただかなくても結構でありますけども、せめて教育委員会の内部でやはり一度や二度ぐらいは検討すべきではないのかなと思っておりますけども、教育長、そこら辺の基本的な考え方はどうですか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

溝口議員がおっしゃられますように、必要に応じて検討はしていかなければならないというように考えております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

一応そういうような形で、するしないは別にしても、非公式にでも、教育委員会内部での今後に向けての基本的な考えはやはり整理されておくほうがいいのではないかなと思っております。

しかし、今現在表向きには、この中学校はざっと10名前後で推移をするということで、存続をさせるというような方向性でありますので、それはそれとして話を聞いて、今発表があったというふうに思います。

それでは、中学校はこれぐらいにいたしまして、続きまして、小学校の統廃合についての教育委員会の基本的な考え方を聞いてみたいと思っております。

今現在白浜町には10校の小学校があります。各小学校の学年別の児童数の一覧表がここにもありますけども、それを見ますと、特に3校の小学校で児童数の少ない数字が目につきます。その内訳の1つとして、今年度今現在の児童数で1年から6年までで16名の小学校が2校あります。そして、3名の小学校が1校となっております。

先にこの16名である2つの小学校について、一度聞いてみたいと思っておりますが、この2校の小学校の来年度の卒業生は1校では4名となっております。そして、もう1校ではゼロとなっております。そういうことは、つまり、この2校の小学校では、もし来年度の新入生がゼロであるとしたら、1校では12名、もう1校では16名の児童数になってきます。この表には来年度から入ってこられる方の新入生の数は書いておりませんが、来年度から数年間の新入生予測というものは今現在ではどういうふうになっているのか、その点、基本的なことを聞いてみたいと思っております。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

ご質問いただきました現在児童数が16名の小学校2校の来年度以降の新入学児童の予測につきましては、そのうち1校につきましては、来年度は2名、32年度については1名、33年度は3名となっております。以後、34年度から36年度の3年間の入学者数は合計7名です。もう1校の小学校の来年度入学者は3名、32年度は4名、33年度も4名で、以後、34年度から36年度の3年間の入学者合計は13名と予測しております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

来年度からの入学の予定者数を今聞きしました。いま一度ちょっと簡単に報告をしていただきたいんですが、この2校の総生徒数というんですか、あと数年間、ある1校は来年度から何名になると、ある1校は何名と、そちらの手元の資料をもし今発表できるのであれば、数字が把握できているのであれば、今新入生の数を聞いても、それでは一体総児童数は何人がわかりにくい点がありましたので、もし言えるのであればどうですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

1校の現在16名の児童数である学校の6年間の推移なんですけども、31年度から、14名、10名、12名、10名、13名、13名となっております。もう1校の16名の小学校につきまして、31年度以降ということで、児童数は19名、19名、22名、21名、22名、23名と推移すると予測しております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今教えていただきました。1校ではここ数年間、ざっと20名前後になると。もう1校が12名、13名ぐらいになるというようなことであります。後であわせて聞いていきたいと思いますが、それでは、残る1校についての基本的な考えを聞いていきたいと思っております。

次に、残る1校の3名の小学校について、教育委員会の基本的な考えを聞いていきたいと思いますが、この小学校につきましては、現在3名のうち、6年生の児童数が2名となっております。ですから、来年この6年生の2名の生徒が卒業いたしますと、この小学校の児童数は1名になるわけでありまして。しかし、ひょっとしたら、先ほど教育委員会から発表がありましたように、来年度からのこの数年間の新入生予測が、また10名あるのか5名あるのか、この表には載っておりませんのでわかりませんので、この学校について来年度からの新入生予測というものはどういうふうになっているのか、その点を聞いてみたいと思っております。どうですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

ご質問の小学校につきましては、来年度以降、しばらくは入学する児童はいないというふうに予測しております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今、小学校の3校の少ない児童のことについて、個別について聞きましたが、それでは、この3校の小学校についての総合的な統廃合についての教育委員会としての見解はどのようになっているのかと。1校は、ざっとここ数年たちましたら、20名前後でしばらく推移すると。もう1校につきましては10名、11名、12名ぐらいで推移をしていくとありました。残る1校につきましては、ここ数年間というか先はずっと1名のままであるということでもあります。

あわせてこの3校の教育委員会から報告がありましたこの小学校についての統廃合というものは、一体教育委員会としてどのように考えているのかどうか、聞いてみたいと思います。どうですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

ご質問の3校の小学校のうち1校につきましては、現在協議を進めているところでございます。ほかの2校につきましては、現時点では考えてございません。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今教育委員会のほうから報告がございました。1校については話を進めているというか、今協議中であると。残り2校については、統廃合は教育委員会としては考えていないということでありました。これは公式には、残り2校についても非公式にも協議をしているとかいうのは、教育委員会としてはなかなか公表しにくい面はあるかと思いますが、私の記憶では、四、五年前かそれぐらいだったと思いますが、2校のうちの1校についてもいろいろと保護者の方のアンケート調査だったり、地元地区とも公式にはではないかと思いますが話をされてきたと、話をしていると。統廃合ありきではないというような見解だったと思いますが、説明であったと思いますが、我々議員にも報告があったと記憶をしておりますが、今教育委員会としては、この残り2校については全く考えていないと。そういったことで、これは公式見解であります。

しかし、以前には、残り1校についても我々議会にも報告があったわけでありまして。以前は、少し検討というか住民の皆さんとか保護者の意見を聞いてという形だったと思いますが、それから、今は統廃合については考えていないということでありまして、そういった見解でよろしいんですか。もうこの2校については全く今後しばらく統廃合については考えていけないというようなことでよろしいんですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

あくまでも現時点ということで、現時点の推移予測の中では現在のところは考えてないということでございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

こういった問題は、大変シビアというか、保護者の方に対しても、こんな公式見解として、残り2校についても考えているとかいうのは発表しづらいかとは思いますが。しかし、私が思うのに、やはり親御さんというか保護者の方も一度どういうふうに思っておられるのかというの、あれから五、六年は経過をしているかと思えます。ですから、保護者の意見というか今現在の考え方もやはり教育委員会としてつかむべきではないのかなと。それをつかんだから、保護者の方が、例えば90%以上統合してほしいと、そういうような意見であっても、なかなかそうはいかないと思えますけども、やはり保護者の方の考えというの、以前に説明、報告があつてから五、六年はたっているかと思えますけど、今現在の保護者の方はどのように思っているのかと。アンケート調査というか聞き取りの調査の仕方も大変難しいとは思いますが、そういったこともして、やはり考え方を教育委員会としても把握すべきではないのかなと。これは統合する、しないは別です。やはり子どもさんの保護者がどのように思っているのかは、調査というか把握は教育委員会としてはすべきではないのかなと思えますけども、この点はどうですか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

慎重に考えたいと思えます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

慎重に考えるということは、するとかせんとかいうのも発表したら、またいろいろ思うのか、慎重にということで、そういうことであると思えますけども、やっぱり慎重に考えてでも、やはり把握をしなければならないと思えます。

残り1校については、進めていくといたらおかしいですけども、そう思います。教育委員会としては、その辺の指針を私は示すべきではないのかなと、そのように思うわけであり。こういったことで、地域から小中学校がなくなると、そのようなことについては、本当に地域にとりましては大変つらい、悲しいことでもあります。本当にそうだと思います。しかし、現実に、小中学校がなくなった地域も、白浜町にもございます。しかし、そしてまた、近隣市町村でもあるわけであり。地域が主導して小中学校の建築をした場合であるとか、また日ごろから何かと学校運営に協力をしてきたそうした経過もあるかと思えます。本当に地域にとりましては大変深い歴史があるわけであり。

しかし、今私が先ほど申しましたように、教育委員会としては、児童生徒のそういった勉強を含めたさまざまな教育の実施のために、児童生徒の教育環境という観点から、統廃合の基準をはっきりと示すべきであると、私は考えるわけであり。当然そういった統廃合の判断をするということには、当然地域配慮であるとか政治判断も含まれる場合もありますが、そういった政治判断であるとか地域配慮については、それは首長が考えることであつて、私は教育委員会としては、やはり純粋に、教育環境というそういった観点で、統廃合の指針を

打ち出すべきであると。何も白浜町教育委員会の小中学校の指針はこうであると打ち出して、だから即こうというわけではないんですよ。先ほど教育次長のほうからありましたけども、あくまでも基本的な考え方であって指針ではないというような発表、公表でありましたけども、私はやはり指針という形で教育委員会として発表すべき、指針として持つべきであると、そのように思うわけであります。

こういった考えについてはどうですか。教育委員会の考えとしては、先ほどの答弁では基本的な考えということでありましたけども、私は基本的な指針を持つべきであると思うんですけども、どうですか。

○議長 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

統廃合の指針ということでご質問をいただきましたが、教育委員会としましても、全国的な少子高齢化の中、学校の統廃合については、近い将来避けて通れない課題であると、純粋に教育環境という観点から、統廃合について一定の基準を持つということは、大切なことであると認識してございます。

議員ご指摘のとおり、学校は地域にとってとても大切な大きな存在であるということも事実でございます。それゆえに、統廃合の基準等を一律に決められるものでもなく、また、行政が一方的に決めるものでもないというふうに考えております。小規模校には小規模校のよさがあるというのも事実であり、反面、デメリットがあるのも事実ではありますが、教育委員会としましては、指導方法の工夫により、デメリットを補うことができると考え、今現在も取り組みを行っております。

しかしながら、児童数の減少により、そこに通う生徒にとって小規模のメリットが生かせない状況が予測されたときには、児童生徒数の教育環境の改善という観点から、保護者や地域住民の方々に現状等をお伝えし、理解を得ることが重要であると考えております。

議員からのご意見を参考にしながら、どういう形がいいのか、引き続き検討してまいりたいと思いますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 長

13番 溝口君（登壇）

○13番

本当に今教育長が言いましたけれども、これから少子高齢化のそういった影響が早くもこういった面でも発生してきているのが現状であります。これで終わるのではなしに、これからますますアクセルを踏むがごとくスピードを増して、我が白浜町では少子高齢化、人口減少という波が押し寄せてきます。ですから、いろんなさまざまな影響が今後発生をしてくると思ひます。しかし、教育委員会としての教育という観点から、やはり柱となるべき指針というものも構築すべきであると、そのように思うわけであります。

本当に今教育長も言いましたけど、小学校に入学するまでの子どもであるとか、小学生、中学生、高校生、それぞれ各地域にとりましては、地域の宝であります。しかし、少子高齢化が進んできている地方の町村にとっては、今言いましたように大変な問題であり、地域の人間には切ない思ひであります。そういった状況であります。

しかし、今も言いましたけど、現実的にこの少子高齢化による影響というものは、これか

らさまざまな分野に影響を及ぼしてまいります。今も言いましたように、早くもこういった小中学校の統廃合ということも考えていかないと既に直面してきているわけです。これは1つの事例です。

ですから、私は選挙のときにも住民の皆さんにもいろいろ言ったんですけど、行政としては各地域のこれからの将来予想を、人口予想も含めて各地域に知らせなければならないと私は思っております。そしてまた反対に、各地域も必ず少子高齢化によるさまざまな現実的な影響が各地域にも起こるといふ現実を受け入れる覚悟というものも、私は各地域の方々が把握をしなければならないと思うわけであります。

そういった観点から、今後、町当局としても、そういう各地域の将来予測を各地域の方々に、そういう組織があるわけですから、そこを通じて、大体分析をしたらこうなりますというのを、やっぱり知らせるべきであると。また、町も発表しておりますけども、各地域もそれぞれに、少子高齢化だから必ず人口減少が起こってくるわけですから、そういうような形になるわけですから、各地域もそうなるというように受け入れる覚悟を、そういった思いで今後は把握をしなければならないと思うわけであります。

それで、小中学校につきましては、教育委員会から基本的な考え方を聞きました。

それでは、次に、保育園の統合についても質問の通告をしておりますので、保育園についての質問にまいりたいと思います。

小中学校の担当は教育委員会でありましたけども、この保育園の統合につきましては町当局が担当部局であります。また、今年度の保育園入園者の集計を見ますと、町立の4園につきましては、ほぼどの園も7割、8割以上の入園率となっております。また、民間の保育園もほぼいっぱいであろうかなという報告を聞いております。

そんな中で、民間の1つの保育園につきましては、今年度新たに新築もされたところあります。そして、町立の4園については数年前にはしらとり保育園も新しくなりました。そうならば、残り町立の3園の保育園の状態はどうなっているのかという基本的なことを聞いてみたいと思いますが、この残り3園の老朽化といったことについて、何か問題等が発生していないのかどうか、その点についてまず聞いてみたいと思います。どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ご質問いただきました町立保育園3園の状況につきまして、現状等を交えてご説明申し上げます。

まず、白浜幼児園、日置保育園につきましては、新耐震基準後に建築された園舎でございます。白浜幼児園が平成13年に建築されております。日置保育園につきましては平成16年に建築されておりますので、比較的この2園につきましては新しい園舎でございます。また、湯崎保育園でございますが、昭和49年建築でございますので、既に44年が経過しており、建物全体に老朽化がかなり目立ってきております。また、公立、私立を含め、唯一耐震化ができていない園舎でありまして、早急な対策を必要とするものと考えております。

○議 長

13番 溝口君(登壇)

○13 番

今報告をしてもらいました。この湯崎保育園については、以前からそういったことでかなり建築的に老朽化が進んできていると、そのように聞いておりますし、2月議会でも質問があったように把握しております。それでは、老朽化が進んできて耐震の形も取り組まなければならないということでもありますけども、それならばこの先どういうふう具体的に考えているのか、その点についてはどうなんですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

湯崎保育園につきましては、先ほど概要について少しご説明申し上げたところでございますが、安心安全な保育環境を確保する上でも、町として耐震性のある安全な園舎を整備することが何よりも最優先に取り組まなければならない課題だと思っております。ただ、現状の園舎を見ますと、補強のみならず老朽化による大規模な改修も必要であると考えられますので、そうしたことも踏まえ、事業費的なこともございますが、建てかえまたは移転、統合といったことも含め、多方面から検討が必要だと考えてございます。現在、そうしたことを踏まえ取り組みを進めておりますが、早い段階で方向性を示してまいりたいと考えております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

こちらの湯崎保育園につきましては、かなり老朽化が進んできていると。それで、総合的に考えて早い段階というような課長からの答弁でありました。今課長が言われたように、3つもパターンが考えられると思うわけです。現状の場所での新築をするか、またはどこか新たな場所に新築移転をするか、これから私が具体的に提案をしておりますけれども、統合。この3つはするとしてもいずれも数年はかかると思うわけでありまして。どこかに統合ということだったら、もうそれだったらすぐにいけると違うかというような判断もありますけども、冒頭に申し上げましたように、今現在はほぼ定員の8割、9割ぐらいが入っていると。ですから、仮にこちらの湯崎保育園の方が統合となっても、そうはいかないということでありまして。そういうような形で増築が必要になってくるのかと、そういうことも発生するわけでありまして、いずれも数年はかかるわけでありまして。

ですから、この数年間、町がどのような最終的に判断を下すとしても、今現実的に湯崎保育園が運営をされているわけでありまして、そういう形で施設を使用しているわけでありまして。この施設に支障があるのかないのかも聞きますが、あったとしたら、最低限のそういった補修は必要であろうと思っておりますけれども、先ほどからの発表では、耐震化はなっていないと、そしてまた築四十数年がたって大変老朽化になっていると、そのような報告でありました。それならば日々の運営には支障がないのかどうか、そこら辺のことをちょっと聞いてみたいと思うんですが、どうですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

ただいま議員から園舎の現状に関するご質問をいただきました。

湯崎保育園は建築後44年が経過しているといったこともございまして、近年は修繕を行

う機会がふえてございます。特に、園児がその大半を過ごす保育室では、床にゆがみも生じているような状態となっております。保育環境の改善を図るためにも、早急に修繕等を行いたいと考えております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今課長のほうから床を修繕しなければならないということでありまして、それでしたら、最低限でありましようが、大体幾らぐらいの事業費がかかるとか既に把握されているんですか。どうですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

湯崎保育園の床のゆがみを直す修繕の費用につきましては、百数十万円ということをお業者から聞いてございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そこまで調べてあって、最低限をしなければならないと、そういった答弁であったと思います。ということは、これについては課長からも百数十万円の最低限の修繕費が要するという事は、それにつきまして実施をするということなんですか。その修繕をするということなんですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

これにつきましては、早急に実施してまいりたいと考えております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

それは今現在も町がこれからどのような判断を下すとしても、最低限数年間は要るわけで、施設を今のままで今のところ使用しなければならないわけでありまして、そういった最低限の補修は早期に実施をすべきであるというふうに思います。早期に実施をするということでありまして、それはそれでいいかなと思うわけでありまして。

そういったことで、私はこの湯崎保育園の規模が、今申し上げましたように定員は50名であります。そこから考えると、私は統廃合を提案しているわけでありまして、同じ白浜地区ということで、私は白浜保育園と統合すればいいのではないかと。これだけ築四十数年がたつて本当に大規模改修をしなければならないと話を聞きましたら、大規模改修といっても柱だけ残してあと全てやりかえなければならないという具合であると聞いております。ということは、ほとんど新築ということでありまして、私は事業費もかなりかかるのではないかと、多分数億円かかると思います。ですから、ここは同じ白浜地区内の白浜保育園で、白浜保育園が今はほとんどいっばいの状況であります。こちらの白浜保育園の増築が可能であれ

ば増築をして、湯崎保育園の定員は今50名であります、6月1日現在の入所率は41名というふうになっております。ですから、もし白浜保育園の増築が可能であれば増築をして、そこで私は統合をすべきではないのかと。

効率化という点からいけば批判も受けるかも知れませんが、先ほど教育委員会に、小中学校の統廃合についての質問を聞きましたから、私は、小中学校の統廃合と保育園の統合については、若干違うなと思うわけであります。その一番の端的な例というのは、保育園というのは保護者の方が園に送り迎えをするわけであります。そういうような点で、今現在の湯崎保育園においての地域性というような形で、それはという方もいらっしゃるかとは思いますが、今湯崎保育園の41名の入所者の約半分以上は、違う地域のお子さんが入っていらっしゃいます。例えば、しらとり保育園に行きたかったけどもう既に申し込みがいっぱいなので、あいているところは湯崎保育園ですと、そういうような形で多分半分以上の方が行かれているわけであります。ですから、小中学校の統廃合のそういった地域的な感情であるとかいうのは、私は保育園の統廃合とは若干違うのではないのかなと。これこそある程度合理的といいたいでしょうか、町が運営するのに低コストで効率化を求めてもいいと、私はそのように判断をしておるわけであります。

そういったことで、今、白浜保育園もほぼいっぱいでありますから、増築をしなければならぬと思うわけでありますが、担当課としたら、そういった幾つかのパターンがあると、今課長から話がありましたけれども、その中には課長のほうからも統廃合も含めてということでありますから、もし白浜保育園と統廃合するとしたら増築が必要であると。その増築の費用というか、そこら辺も既にはじかれているのか、その点はどうなんですか。確認をしてみたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

湯崎保育園の今後の方向性を検討する上で、具体的に言いますと、先ほどから出ておりますように3つぐらいの案が考えられると思っております。例えば、単独でまず建てかえる方法、白浜幼児園と統合して別のところに新たに建築する方法、そして3つ目としましては、議員からもございました、白浜幼児園を増築して統合するといったものでございます。

現在、湯崎保育園の今後のあり方につきましては、事業費的なことも含め、どのような課題があるのか整理を進めているところでございます。ご質問の白浜幼児園との統合といったことに関しましては、現状の建物では面積基準的にも保育室の増築や園舎内の改修といったことが必要であろうと考えてございます。白浜幼児園と同様の外観で、構造として増築することになりますと、詳細な事業費の算出はできておりませんが、少なくとも概算では6,000万円から7,000万円程度の事業費が必要でないかと考えているところでございます。これも今後の資材の高騰ですとか、消費税の関係とかいろいろとふえる、増額になる可能性もございますし、どのようなものが必要かによってもかなり変わってくると思えます。

しかしながら、これはやはり喫緊の課題だというふうに考えてございますので、いずれにしても、町で決めるわけではございませんので、やはり私どもが、民生課が中心になってリーダーシップを発揮しながら、職員の方々、そしてまた保護者の方々、この方々にも入

っていただいて、地域の方々も巻き込んで今後議論を深めてまいりたいと考えてございます。早急な対応が必要だというふうに考えてございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

町長からも3通りのパターンが考えられると、このことについて、早急に話を煮詰めていきたいということでありました。もし白浜保育園と統廃合するとなりましたら、白浜保育園の増築の概算費用がざっと6,000万円から7,000万円と報告がありました。

しかし、新たにどこかに新築をつくるとしたら、これも前に聞きましたら、これも概算ではありますけども、2億円から二億四、五千万円ぐらいかかるのではないかと聞いているところでもあります。せっかくだつくるのだつたら、2億円要ろうと二億四、五千万円要ろうと、というような考え方には一方にあらうかと思いますが、先ほどからも言っていますように、少子高齢化の影響でこれから人口減少が進むわけでありました。10年後、15年後、20年後と子どもの数が減ってくるのが確実にわかる中で、あえてまた2億円、2億5,000万円を投下してつくるのが行政としていいと判断するか、また、統合して増築をして、とりあえずといいましようか、そこで様子を見てどう判断するか、その点も十分今後の先行きのことも考えて判断をしてもらいたいと、そのように思います。

早急ということですから、とりあえず最小限の補修はすぐにするということでもありますので、少しは現状よりよくなるとは思いますが、そういったことでもありますから早急に判断をしていただきたいと思っております。

ですから、そういったことで最後に提言になりますが、今後とも小中学校とか保育園等の新築というものは、これからは少子高齢化の影響でそんなにはないかとは思いますが、もし新校舎であるとか新園舎を建てる場合、私はシンプルな建築をすべきであると、そのように提言をしたいと思っております。後々の維持管理の面であるとか考えたときに、今はやりの設計のプロポーザルですか、ああいった提案型の設計をしても、見ばえがよくて、見ばえだけで、後々の使い勝手であるとか維持管理に、ほかのシンプルに建てたところよりも経費がかかるし、言うたら、耐久性ですか、建築基準等は満たされていると思うんですけども、現実的に日々使っていたらやはり使い勝手が悪いし、老朽化するのが早いと、これは現場の先生からの意見でありますので、そういったことを聞いておりました。数年前に新築をいたしました北富田小学校なんかは、これはシンプルにいくでと。ですから、教室の広さと廊下の広さと、ほかの教室の特別教室の広ささえ十分とっていただいたら、一番シンプルな長方形のあの形が一番後々便利だし、耐久性もいいという形で、何の意見もなしにああいった形になったわけでありました。ですから、そういうことを提言して、この項については終わりたいと思っております。

○議 長

以上で、2点目の小中学校、保育園の統合についての質問は終わりました。

次に、3点目の町が出す負担金、補助金のあり方についての質問を許可いたします。

13番 溝口君（登壇）

○13 番

それでは3点目でございます。3点目は町が出す負担金、補助金のあり方についてであり

ます。

当初予算の3月議会のとときに町当局のほうから予算書を配付してもらいます。その予算書を見てみますと、町が出す負担金であるとか補助金の項目が大変多いです。私も数えたことはありませんが、多分数百はあるのと違うかなと思います。そういった数は幾つかとか聞きませんが、かなり多い数であります。そういったことで、町が関連をしている公的な団体に出す負担金であるとか、そしてまた、白浜町内の各区や町内会、諸団体に出す補助金、この性格というのはいずれも白浜町の発展のためであるとか、そしてまた各地域団体の発展のために白浜町の予算から出しているわけであります。しかし、これだけ数多くある負担金、補助金を受けている地域、団体等の活動の把握は、それらは一体どのようになっているのかなど。

ですから、年1回報告書であるとかそういった形の書面上は提出してもらっているとは思いますが、実際のところどういうふうな形で把握をされているのかということを知りたいと思いますけども、どうですか。

○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

補助金等交付団体の活動把握の方法についてお答えさせていただきます。

法令等に特別な定めがあるものを除くほか、本町が交付する補助金等につきましては、白浜町補助金等交付規則及び関連する要項等に基づきまして、交付を行っているところでございます。活動実績につきましては、当該規則第12条に基づき、補助事業等の成果を記載した実績報告書等に加えて、必要に応じ、領収書、納品書や写真の提出を求め、補助金交付の適否の確認を行っているところでございます。

○議 長

13番 溝口君(登壇)

○13 番

そういった形で報告書等を提出していただいて、各課の担当職員の方がそこら辺を把握されていると、そのように思うわけでありまして。こういったことは各課の担当職員の方が自覚を持って、数多くある負担金であるとか補助金の受け皿となっている地域、団体等の真の活動というたらおかしいですけども、正味の活動を把握する以外はないのかなど、そのように思うわけでありまして。

そこで、ちょっと一、二点、具体的に質問をしてみたいと思いますが、年間500万円以上を出している一くくりですけど、団体というか、負担金は結構であります。年間500万円以上補助金を出しているところにつきましましては何件あるか、その点について確認を、基本的にまず教えていただきたいと思いますが、どうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

町が交付してございます年間500万円以上の補助金及び負担金の件数でございますが、平成29年度の決算でお話しさせていただきたいと思いますが、各団体等の各種事業に対して

交付している補助金につきましては18件、負担金につきましては16件ございまして、合計で34件となります。これは29年度ですが、500万円以上の補助金を交付している団体としましては、堅田保育園、白浜医療福祉財団、DMO白浜設立準備協議会、そして白浜町社会福祉協議会、白浜観光協会、明光バス、南紀白浜水産資源流通促進協議会、白浜町自治連絡協議会、白浜町商工会、白浜町シルバー人材センター、白浜町民生児童委員協議会、日置川漁業協同組合、和歌山南漁業協同組合となっております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今総務課長のほうからご報告がございました。500万円以上というような縛りでも結構な件数であります。これだけ出しているわけですから、本当に出している地域とか団体が、それぞれ町の発展、それぞれの所属の団体の発展に寄与しているのかどうか、それはやっぱり担当課が、町としてそこら辺を分析してもらわないと困るなど、そう思うわけであります。

そこで、2つの団体について基本的な考え方について質問をいたします。こういった補助金を出している団体について、こういった場での一般質問をするわけにはいきませんので、基本的な考え方をあくまで聞いてまいります。その中で、私はまず年間1,000万円以上の補助金を出している団体、2つの団体について考え方だけを聞いていきたいと思っております。

まず1点目は和歌山南漁業協同組合であります。今総務課長からも話がございましたように、年間500万円以上出していると。ここは調べましたら1,000万円以上が出ております。それで、皆さんもご承知のとおり、4月に組合員の方から補助金を目的外使用していると、そういったことで内部告発等がございまして、そのことについて組合も大筋そのことにつきまして認めました。それがまた新聞報道にあったところであります。そして、今この漁業組合では、外部委員ですか、今はやりといたらどうかと思っておりますが第三者委員会ですか、この外部委員による調査をしているというところでもあります。そういったことで、町も本来であれば5月中にその報告を提出していただきたいと言っていることでありますから、今はもう既に6月14日でありますけども、今も外部委員からの報告はまだ上がってきていないというような状況であります。そういったことは、先日の議会でも報告がありました。ですから、私としては、早くやはり早期に、遅くともこの6月中ぐらいには報告を上げていただきたいと思うわけであります。

ここで私は1点だけ一抹の不安があるのは、この外部委員がまとめた結果を、町としてどういうふうに扱うのかなど。多分新聞報道では、外部委員が弁護士さんと税理士さんと、あとお一人が有識者の方ですか、総勢何名かは詳細には載っていませんが、そういった公的な方が調査をしていると。信頼性があるかなどは思うわけではありますが、あくまでも外部委員に組合がお願いをしての報告でありますので、その報告した金額になるとは思いますが、町としてどのように扱うのか。そのままそれを、その金額を認定とっていいかどうかですけど、認定をして、その後の処理をしていくのか。そういった場合は、町民に対しての説明というか、町民の方に理解をしてもらえるのかというのが私の一抹の不安な点であるんですけども、こういった基本的な考え方について1点だけ聞いてみたいと思っておりますけど、どうですか。基本的な考え方で結構です。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

和歌山南漁業協同組合における補助金問題につきましては、本定例会初日の私の挨拶の中でも触れさせていただいたとおり、組合において、5月31日に弁護士、税理士、有識者による第三者委員会の第1回目の会議が開催され、既に調査に入っている状況でございます。ただいま溝口議員からも組合が委託した外部委員の報告が出た内容を全て認めるのかとご心配をいただきました。私の現時点での考えを申し上げます。

4月20日、町民の方とその代理人である弁護士が来庁され、私に対し、今回の補助金問題について適切な調査としかるべき措置を求める旨の要請がありました。これを受けまして、4月23日に、町から和歌山南漁業協同組合に対し、本件要請について説明をし、組合としての適正な対応を求めるとともに、それに伴う事実確認の結果の報告を依頼しました。

今は、組合から申し出があった第三者委員会による調査を徹底的にさせていただき、その結果をもとにした事実確認をした上で、組合としての問題発生の原因や、原因の検証、関係者の処分、今後に向けた適切な改善策などの報告を待ちたいと思っています。もちろん町も組合からの調査報告結果や報告をうのみにするだけではなく、調査結果や報告をいただいた上で、町として必要な調査や確認を行いながら、問題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

13番 溝口君(登壇)

○13番

弁護士さん、税理士さん等の公職的なそういった専門職の方が調べていただいたその数字を、行政としてそのままこうだというような形で判断するということになりましたら、やはり町民の方からどうかというような点もあろうかと思いますが、その扱っただけ気をつけていただきたいと思うわけであります。

というのは、隣の田辺市においても、同じようなことで、今まさに市は市において調査をしているようであります。ですからそれぞれの行政において、その扱いが、片やこうだった、片やこうだったということになりましたら、それこそまた町が説明に終始しなければならないというような最悪の事態も考えられますので、その扱いについては慎重に行ってもらいたいと、そのように指摘をしたいと思っております。

それでは、進んでまいりますが、もう1団体について基本的に考えを聞いてまいります。もう1団体、多分これが白浜町が一番多くの補助金を出している団体ではないのかなと思うわけであります。白浜観光協会についてのそういった形につきまして、基本的な考え方について若干質問をいたします。

まず結論から申し上げます。私が考えている結論であります。私は観光協会の役割はもう終わったのではないのかなと、そのように思っているわけであります。本来観光協会の役割というのは、その仕事というのは、白浜に多くのお客さんを誘致する。そのためにどんなにしたら、どういう誘致をすればいいのかという分析、そしてまたどういうふうになんかを発信していくかというのが本来の役割であろうかと思っております。今現在の観光協会にはそういったことを見てみますと、行事をすることだけが主目的でないのかなと、そのように思うわけであります。しかし、誘致のための分析、発信の仕事は、今現在の白浜町では、平成28年

にDMO白浜が立ち上がりました。それで、今まさにそういった形でDMO白浜が取り組んでいるわけでありまして。そしてまた、今後このDMO白浜が中心となり推し進めていくわけでありまして。

ですから、そういうようなことから、行事をするだけに、行事は残っていくと思います。しかし、その行事だけを継続させるために観光協会という名前だけを継続させるというのは、私はもう意味がないのではないのかと思うわけでありまして。これはそういった形で諸団体のことについて、町長の考え方はどうかと聞いても、それはあくまで諸団体のことですから、発信をしにくいかと思っておりますので、この答弁はもう省略させていただきます。

そこで、これから中心になるこのDMO白浜は、一体それだったらどのような予算編成になっているのか、多分国からの補助金も入っているかと思っておりますが、そういった形について説明を聞きたいと思っております。どうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま溝口議員よりDMO白浜、南紀白浜観光局の予算についてご質問をいただきました。

平成28年度は4,261万5,000円で国の加速化交付金100%の補助です。内訳につきましては、事業費として、温泉の街白浜観光推進事業等に約3,000万円、観光戦略策定、スポーツ観光基盤調査、多言語ツール開発等に支出し、残りは運営費として人件費等に支出したところですが。平成29年度は5,000万円で、国の地方推進交付金が2分の1、町も同じく2分の1で、支出内訳は、事業費として約2,500万円、これはデータ収集分析やプロモーションや関連事業に支出し、残りは運営費として人件費、ホームページの作成などに支出したところですが。平成30年度は4,300万円で、29年度同様、国の地方推進交付金、町が2分の1となっています。現状では国の地方推進交付金は平成31年度まで交付される見込みです。町としましても、今後、南紀白浜観光局がさらなる観光振興策、地域振興策を講じていけるとの大きな期待を持っておりますので、最大限の予算の確保を目指していきたいと考えています。

以上です。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

観光課長のほうから説明がありましたように、今まさにこのDMO白浜が、今後白浜の発展、観光の発展のもととなるそうした団体であります。ですから、既にどういうふうになればいいとか、いろんなさまざまな分析が行われているところでもあります。これは本来でありましたら、観光協会が行うべき業務であります。ですから、本来観光協会の中に一部門としてDMO白浜部門というのが、本来でありましたら組織的には一番おさまりがつくわけですがありますけれども、DMO白浜というのは一本立ちをしたそうした組織であります。ですから、今までの観光協会が背負ってきたというか、本当に背負ってきたかどうか私は不確定でありますけれども、その本当の役割の部分がこのDMO白浜が今後は進めていくということですので、今の現在の観光協会はそういった諸行事だけを行う団体であると、そのよう

な認識でありますので、私はあえて観光協会とはそういった名前だけにこだわるのだったら、別であります、私はもうこの際、解散をしてはどうかという形の提案をしたいと思うわけであり、

そして、DMO白浜について今年度は5,000万円であると。そういった中核的な観光政策を今後担っていくわけであり、もっともこのDMO白浜に対して必要な予算はやはり判断をして投入すれば、私はそのように考えるわけであり、

そこで、今私が言いましたように、観光協会の役割はもう終わったのではないのかなと。ですから、行事だけをするようでありましたら、私は問題がなければ、商工会の中に観光部というような部署をつくり、一連の行事を担当すればいいのではないのかなと思います。すなわち観光協会を解散して、商工会の中に吸収をしていただき、そういった今まで行われております諸行事をすれば、私は町にとっても何も困ることはないのではないかと、そのように思いますが、ここら辺の基本的な考え方については町としてはどうですか。なかなか発言しづらい点もあろうかと思いますが、基本的な考え方はどうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

議員がご指摘のような内容をほかの方からも伺ったことはありますが、それぞれの団体のことでもあり、町がそれを推し進めることはできないと考えています。ただ、ここ数年の観光協会の決算状況などを見ましても、町として何らかの対応は必要であるというふうに考えているところでございます。

○議 長

13番 溝口君 (登壇)

○13 番

それでは、私はその1つの根拠として、白浜町にはよく経済3団体と、旅館組合、商工会、観光協会のこの3団体のことを指すわけであり、すくなくとも、ほぼ全てとは言いませんが、この要の商工会、旅館組合の方も商工会に加盟をしていると。観光協会の方というのは、多分商工会にも最低7割、8割の方はもう現状からいうたら加盟しているのではないかなと。ですから、こういうような実態になっていくわけですから、あえて観光協会を残してというか、名前だけは格好いいですよ、みばえは、白浜観光協会という名前は。しかし、やっている実態から考えたら、今私が言いましたように、商工会の中に観光部というような事業部門をつくりやっても、何の町にとって支障も影響もないのではないのかなと、その判断で私は提案をしているわけであり、

それで、今町長のほうからも指摘がございました。観光協会が平成28年、29年と赤字決算であったと。ですから、健全経営に努めるべきと、そのような形で総会でも指摘されたと把握しております。そしてまた、この観光協会の中で事務局長も昨年からは不在であり早急に設置すべきであると、そのような形で総会でもそのような状態であるという指摘をされております。

ここで、観光協会の今年度の決算、赤字が約1,000万円であると聞いております。それで、赤字は1,000万円ですけれども、今言いましたように事務局長を早急に設置すると、そのように指摘をされているわけであり、事務局長をもし設置すれば、事務局長分の人

件費も、観光協会の事務局長は年収は500万円か600万円か私は存じ上げませんが、もし仮に五、六百万の件費が要となれば、本来の赤字決算の1,000万円前後にこの人件費がふえるということですから、トータル一千五、六百万の赤字決算になるのではないのかなと思うんですけども、基本的にはそのような考えでよろしいですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のとおり、事務局長を置くことにより人件費の支出がふえるので赤字が多くなるという懸念はあります。しかしながら、事務方のトップの不在の影響は大きく、1年余り事務局長が不在となっています。事務局長を置くことで組織の機能は数段上がっていき、さらなる経費削減策や、白良浜での新たな収益事業等も考えることができると思います。執行部、事務局がさらなる知恵を出すことで、観光協会の経営状況は大きく改善できるものと期待しているところです。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

先ほどの町長からも話がありましたが、現状の観光協会のこの状態、今課長が言ったように、事務局長を置いてもうちょっと健全経営に努めていただきたいと、それはそうですけど、現状的に私は今の団体の内容で、果たして健全経営というか発展的なそういった白浜町にとって発展的というプラスとなる要因となるような団体になるのかと私は思うわけです。私はならないのではないかと考える人間ですが、この点については、町の考えというか思いは端的にどうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

今議員からご指摘されたことについてですが、確かにここ2年間は決算報告を拝見しましたが、赤字決算ということになっています。ただ、観光協会は観光事業の推進、そして観光客誘致のために一生懸命頑張りながら取り組んで、過去から今もきているわけですが、ここ2年間の赤字決算ということで、町としましても、大変残念な結果です。事業はしていただいています、補助金をたくさん交付している町としては、予算の範囲内できちんとした事業を執行して、削るものは削ってということをやっと意見として述べさせていただいておりましたが、このような状況になっておりますので、今の協会の状態を聞かれると、決していい状態ではないと思っております。ただ、私の口から今すぐに解散と申し上げることはできませんが、先ほどご指摘のとおり、監査報告でも厳しい意見がありましたので、その旨を再度協会のほうに伝えて、健全経営を目指していくよう指導してまいりたいと思います。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

それでは、質問でなく最後は提言します。私は議会としては、今のこの現状から観光協会の現状を把握、判断をして、観光協会という名前だけを残して存続させるのがいいのか、先

ほどの私からの提案になるかどうかわかりませんが、商工会に新たな観光部と、そんなものを設けてやっていくのがいいのかということについては、私は議会の観光建設農林常任委員会を開き、ここに観光協会に来ていただいて、現状の活動実態を聞いて、委員会としての判断を検討すべきであると、そのように観光建設常任委員会の委員長、副委員長に提案をして、やっていきたいと、そのように申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議 長

以上をもって、溝口君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11 時 02 分 再開 11 時 10 分)

○議 長

再開します。

一般質問に入る前に、寺脇日置川事務所長から所用のため、欠席の申し出がありました。

関連の質問がございますが、林副町長から答弁を行いたいと思います。

2番楠本君の一般質問を許可します。楠本君の質問は総括質問形式です。空き家対策についての質問を許可します。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

2番楠本です。通告順に従いまして、一般質問を行います。議員懇談会でも申しましたように前置きは省略させてもらいまして、すぐ本題に入りたいと思います。

まず空き家対策についてであります。全国でふえ続けている空き家、景観が悪くなるだけではなしに倒壊のおそれ、野生動物の住みかになったり、近隣住民に迷惑をかけており、社会問題化となっているのが現状であります。昨年12月5日の全員協議会でも、建設課長より報告があったとおり、平成28年度に国の補助金を活用し実態調査を行い、和歌山県白浜町の現状報告を受けたところである。その後の取り組みについて、何点かお伺いしたいと思います。今後の取り組みについても詳しく報告を受けたところではありますが、知事の行政報告会の資料にも記載されておりますけれども、和歌山県、市町村、関係団体は連携協力し、どんどん使う、そのままキープ、新しく使うをキーワードに、空き家の状態に応じた対策を促進するとしております。市町村は、国の空き家対策支援事業などを活用し、管理不十分な空き家除去への補助を実施し、国が発生抑制施策として、相続時の譲渡所得の特例措置を制度化するなど、知事の行政報告会でも示されたところがございます。また、県は、7カ所に空き家対策協議会、振興局ごとに設置し、振興局に専門相談員を設け、2人以上の総合相談員を配置すると聞きます。

白浜町では、平成27年から平成29年にかけて、依頼が23件のうち処理済みが9件と報告され、指導勧告が2件のうち処理済みが1件と報告されております。これは全協の報告でございます。

そうした中、国の補助制度を利用した市町村空き家対策除却事業の実施は、平成30年度は、国費で9市町村、単独実施は併用も含めて8市町村となっております。近隣市町村では田辺市、みなべ町、上富田町が運用されております。白浜町としても、全員協議会でことしの中ごろと答弁されておりますけれども、見通しとしていつごろ実施されるのか、予定を伺いたいと思います。

次に、昨年5月に岐阜県関市に視察に行ったところではありますが、空き家バンク制度の利用実態を調査し、勉強したところでもあります。県の相談員を含め、特定空き家審議会条例や審議会（弁護士、司法書士、建築士）を設置して県と連携して取り組む方向性を考えていないのか伺いたいと思います。

人的措置や町村合同の体制づくりをするのか、県とのすみ分けはできているのか、もう一つははっきりしていないのが現状ではないでしょうか。

3点目は、未登記で所有者が亡くなった後、所有者、相続人の確定が難しく、相当な時間と労力を要します。県の空き家対策推進協議会は8月ごろに設置を目指すとされておりますが、市町村はあくまでも窓口対応の連携でよいのか。いわゆる建設課の監理係か、どこが主管となるのか伺いたいと思います。

これをもって第1回目の質問を終わります。

○議 長

楠本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま楠本議員から空き家対策についてのご質問をいただきました。近年、少子高齢化などに起因し、全国的に適切な管理が行われず、長期にわたって放置されている空き家が増加しています。総務省が発表した平成25年住宅土地統計調査によりますと、10月時点で全国約6,063万戸のうち約820万戸が空き家であり、うち約318万戸がいわゆる放置空き家となっています。

こうした空き家は、防災、防犯、安全、環境、景観など、さまざまな面で地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしており、また、これらの問題が今後一層深刻化することが懸念されていることから、早急な対策の実施が求められています。このような状況に対応するため、国において、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に全面施行され、空き家等に関する対策の実施や必要な措置を講じることが市町村の責務とされているところであります。

県としても、先ほど議員からもご紹介がありましたが、さまざまな分野の専門家と連携し、相談体制を充実していくということで、物件の状態に応じた対策を講じるため、1つ目は、中古住宅の流通活用を促進する、どんどん使う。2つ目は、空き家の適正な管理を促進する、そのままキープ。3つ目は、管理不十分な空き家の除却、修繕を促進する、新しく使うといった3つのキーワードで取り組みを進めております。

本町におきましても、空き家対策の取り組みは、良好な生活環境の確保を図る面からも、また、空き家等を有効活用し、地域の活性化や人口増加へつなげていくためにも、一層強化していく必要があると考えています。町の取り組み内容等、詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきますのでよろしくごお願い申し上げます。

○議 長

番外 建設課長 坂本君（登壇）

○番 外（建設課長）

空き家対策についてのご質問にお答えをいたします。

白浜町の空き家対策につきましては、昨年12月の全員協議会でもご説明をさせていただ

きましたが、町では平成28年度に国からの社会資本整備総合交付金を活用し、町内全域で空き家の実態調査を実施しました。調査の結果、町内には空き家と想定される家屋が1,272棟あり、そのうち倒壊のおそれがある緊急度の高い空き家が107棟あることが判明しております。町では、実態調査の結果に基づき、危険度の高かった物件及び近隣等から苦情が寄せられている物件を優先的に所有者を特定し、対策を講じていただけるよう依頼文書を発送するなどの対策に取り組んでおります。

これまでの実績としましては、昨年12月の全員協議会でご報告させていただいた数字から少し増加しております。平成27年度から平成30年5月末までに82件の空き家の所有者等の調査、これは所有者、相続人調査、相続放棄等の調査でございます。それを行いまして、そのうち33件の所有者等に適正な管理を行うよう依頼をした結果、建物の除却や修繕等の対応をしていただいた物件は17件となっております。

また、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本町の空き家対策に関する基本的な考え方、方向性や対策を示す、白浜町空き家対策計画を本年度中に策定し、今後はその計画に沿って空き家等の適正管理や利活用の促進等の対策を総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、先ほど議員からもお話がありました、空き家の除却に対する補助制度でございますが、町としましても、所有者の負担軽減を図り、空き家の除却を推進していく上で、除却費用の支援は必要であると考えております。現在、平成31年度当初からの制度実施に向け、国の財政支援措置や他の自治体の事例等を参考にしながら補助制度の内容を検討しているところでございます。

今後、空き家等対策計画案がまとまりましたら、除却費用の補助制度も含め、議員の皆様にご説明をさせていただく機会を得たいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、県と連携して空き家対策に取り組むことについてのご質問ですが、県では再利用が見込めない空き家等に関しまして、市町村の空き家対策を促進することを目的に、県、市町村、学識経験者等で組織する、和歌山空き家等対策推進協議会を平成28年12月に立ち上げており、空き家対策の技術的助言を受けたり、専門知識の共有を図っているところでございます。また、現在協議会では空き家等の相談に係る体制の整備、充実を図るため、建築や不動産分野等の専門家団体と協議会の7者の連携により、地域ごとにさまざまな分野の専門相談員を整備することで、空き家所有者が抱える複雑な相談に対して、より具体的な助言や提案を行えるような取り組みを進めていただいているところでございます。

なお、空き家対策に関する町の窓口は、建設課都市計画係となりますが、空き家がもたらす問題は環境や防災など多岐にわたることから、庁内関係課や関係機関と連携し、対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば許可します。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

平成27年から30年5月までの実態調査で、82件の所有者の調査を行った結果、33件の所有者に適正管理を依頼した結果、17件が除却や修繕の対応があったと答弁されてお

ります。残りの16件は、解決が難しい相続問題や困難な課題があるため、審議会を設置して取り組む件数として理解してよいのか。

また、国は、去る6月6日の参議院本会議で、土地の有効活用し利用しやすくする特別措置法が可決されました。流動的な部分もありますけれども、今後の動向を見極める必要があると思いますし、所有者不明土地が全国の課題になっているのも実情です。

そうした中において、やはり白浜町においても資産放棄とかそういう16件の内容については、一番これが課題になると思いますし、近隣にも迷惑をかけているというのが実態であります。先日も区の総会の後に、1回現場を見てほしいという話がありまして、きょうは写真は持ってきてないんですけども、倉庫へ廃屋がたれ下がって、倉庫に入れない、こういう実態であります。その持ち主は行方不明であったり、実態がつかめてないというのが現状であります。そういう部分についても、現実としては県に相談員を2名置くということになっておりますけれども、都市計画係のほうで担当してくれているのだけど、それもやはり人的な措置も要ってくると思うんです。それも含めてご答弁をしていただきたいと思います。

それから、6月5日の地方紙で、田辺市に移住者の一覧表が載っておりました。この移住者の定着率が約6割というふうに聞いているんです。緑の雇用で来たけれども、実態としてはなかなか定着できなかったという経験もあります。そうした中において、今日置川事務所でも登録されている空き家も管理もされておると思いますし、これが地域の発展につながるということもありますし、人口交流の面もございます。そうした中において、空き家の修理、住むのに実態として相当な費用がかかると。

それと、この間、家の光の中日本版で、空き家の活用術というのを見たんですけど、やはり問題は、就労、働く場所が問題になっております。そうした中において、当局はどのような取り組みをされているのか、2回目の質問を行いたいと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

○議 長

再質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

ご質問いただきました適正管理の依頼をした33件のうち、解決していない16件につきましては、所有者等からの連絡が全くないもの場合のほか、連絡がついてもやはり除却等の費用負担ができないとの理由、また、相続人同士が不仲などの相続問題等の理由により、現時点ではそれ以上の取り組みが進んでいない物件でございます。今後、こうした空き家につきましては、空き家等対策の促進に関する特別措置法に基づき、副町長及び関係課長で組織する白浜町空き家等対策委員会で特定空き家等の判定を行った上で、県の協議会とも相談をしながら、所有者等に対して助言、指導、勧告、命令、最終的には代執行といった措置を検討していくということになってくるかと思えます。

次に、議員からご照会がございました所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法は、全国的に所有者不明土地が増加していることに伴い、公共事業の推進等のさまざまな場面において円滑な事業実施に支障が生じていることを踏まえ、整備されるものでございませぬ。法律の概要としましては、地域住民等の福祉、利便の増進を図るための事業、例えば公

園や広場等の整備に係る公共事業等でございますが、それらを実施する場合、都道府県知事の裁定により、上限10年間の土地利用権の設定を可能にすることや、所有者の探索を合理化する仕組みについて必要な公的情報を行政機関が利用できる制度や、長期間相続登記がされていない土地については、登記官が長期相続登記等未了土地である旨を登記簿に記録できる制度を創設することなどが規定されてございます。

この特別措置法の成立により、所有者不明土地の利用が円滑化され、所有者探索の合理化や土地の収用手続に要する期間の短縮等も見込まれておりますので、町といたしましても、今後、県とも連携をしながら所有者不明土地の対策について研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

日置川事務所長のかわりにご答弁を申し上げます。

白浜町の移住者の状況等についてお尋ねいただきました。まず、移住相談の窓口があります日置川事務所への相談件数は、平成18年度から現在まで301件、このうち移住希望者と面談までいったのが123件になります。面談後、日置川地域まで移住していただいたのが現在まで12世帯17人、定着率は75%となっているのが近況でございます。

次に、県外移住者が住まわれるために空き家を改修する場合、工事に要した経費の3分の2以内で和歌山県から補助を受けることができます。上限は80万円になりますが、現在まで利用実績は4件となります。また、空き家の改修に係る支援のほか、若者移住者暮らし奨励金や農林水産業就業補助金等もあり、移住者の暮らし、仕事、住まいの3つの側面を県が支援しています。

移住に際しましての課題ですが、移住先をお探しの方々のお話では、議員もお話になったとおり、働く場所や空き家の状態を課題としているケースが多く、移住された方々の意見等については、昨年移住者交流会の開催を計画したところなのですが、残念ながら参加者が少なく、開催には至っておりません。

改めてそのような機会を設けるなど、移住してみて困っていることや、移住に際しての課題を把握し、今後の取り組みに活かしてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再々質問があれば許可します。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

再々質問を行います。今建設課長の答弁がありましたけれども、ことし中に全員協議会で話した内容について、町長を先頭として実施していきたいということでございます。既に近隣町村では実施してるところであります。そうした中において、近隣町村の空き家の認定申請書、さらには補助金交付要領を拝見させてもらったんですけども、やはり市町村によって独自性があります。白浜町としても、旧町と日置川地域との間では若干の差もあると思います。観光地との問題もありますが、こういうことについて、やはり申請書に対して補助金の交付要領については、独自性のあるものにしてもらいたいと思うんですけども、これについては要望として早急な取り組みをお願いしたいと思います。

それから、寺脇所長にかわりまして副町長から答弁をいただきましたが、この部分については、先ほど福岡県の例ですけれども、町長からも副町長からも答弁されたように、要は定着率を上げていくためには継続的な補助支援というのか、それもそうですし、緑の雇用でもそうだったんですけれども、若者が来てくれるけれども、それが継続していけなかったために、やはり途中離散という部分もございました。

そうした中において、少子高齢化の中において、田舎暮らしをしたいということが新聞でも、またいろいろと言われております。今後、全国でもいい例があるというふうに思います。水平展開されて、今後の課題とされたいというふうに思います。これも提言にしておきます。答弁があれば受けたいと思います。

○議 長

再々質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、楠本議員から大変貴重なご提言をいただきました。

これも町としての大きな課題の1つでございます。やはり少子高齢化、そしてまた人口減少の中でいかにして人口を少しでも人口減少に歯どめをかけていくかというふうな課題は、これは白浜町のみならず近隣の市町村、あるいは全国でも大きな課題であると認識しております。

その中で、町といたしましても、今後はやはり若者についても、今IT企業誘致が進んでおりますけれども、この方々の定着、あるいは移住者をいかにしてふやすか、これはIターン、Uターンもそうなんですけれども、やはりこれをいかに確保していくかということが大事な側面だと思っております。そこには大きな2つの要素がありまして、それは1つは雇用の問題、そしてまた住居の問題でございます。その住居の1つがこの空き家対策ということもありますので、ぜひとも皆様方のお力添えとご協力をいただきながら、白浜町に1人でも多くの方々に、これは高齢者も含めてですけれども、若者にも定着していただけるようなそういったコミュニティにもう少し力を入れていかなければならないのではないかと考えております。

コミュニティというのは何かと申しますと、やはり社会の中で地域の中でそういうコミュニケーションが図れるようなおつき合いとか、いろんな地域の中での交流、こういったものをやっていかないと、なかなか定着率も上がっていかないのではないかと考えております。

白浜町の中でも日置川地域、あるいは樺もそうですけれども、やはり人口がどんどん減っているところが多々ございますので、そのあたりもこれから企業誘致も含めて多角的な側面から取り組んでいかなければならない大きな喫緊の課題であるというふうに認識しておりますので、和歌山県とも連携をしながら、各市町村の成功事例も参考にしながら積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再々質問があれば許可します。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

以上で、私の一般質問を終わります。

○議 長

以上をもちまして、楠本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11 時 40 分 再開 13 時 00 分)

○議 長

再開します。

本日、東日置川事務所副所長の出席を許可しております。

水上議会運営委員長から報告を願います。

10 番 議会運営委員長 水上君 (登壇)

○10 番

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

本日は、5 番丸本議員まで一般質問を行い、その後散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思います。

なお、明日の開会時間は午前 9 時 30 分ですので、よろしくをお願いします。

以上で、報告を終わります。

○議 長

委員長報告が終わりました。

午前中に引き続き、一般質問を再開します。

14 番長野君の一般質問を許可します。長野君の質問は一問一答形式です。安心安全なまちづくりについての質問を許可します。

14 番 長野君 (登壇)

○14 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

はじめに、質問事項 1、安全安心なまちづくりについて質問をさせていただきます。

その 1 点目、第 2 期はしかワクチンの接種率等についてお伺いいたします。先月地方紙に、沖縄県や愛知県を中心にはしかの感染が広がっていると報道がありました。予防にはワクチンの 2 回接種が有効とされるが、2016 年度の第 2 期、小学校入学前 1 年間の接種率が県内は 93.4%、国が目標としている 95%以上を下回ったことが厚生労働省と国立感染症研究所のまとめでわかったと報道されていました。また、市町村別に見ると、白浜町が 87.1%で最下位であるとのことでありました。白浜町の接種率は、2012 年度は 87.3%、2013 年度は 89.7%、2014 年度は 86.9%、2015 年度は 90.5%、2016 年度は 87.1%であり、新聞を見て非常に残念に思ったわけでありました。

はしかとは、はしかウイルスを原因とする感染症で、主な症状は発熱や発疹で肺炎や脳炎などの合併症を起こすこともあります。先進国でも 1,000 人に 1 人が死亡すると言われております。また、空気感染するなど、感染力が非常に強いため、マスクで防ぐことは難しく、ワクチンの予防接種が有効な手段であるとのことでありました。

そこで、お伺いいたします。日本での定期接種の開始はいつごろでしょうか。また、昨年度の接種率は何%でしょうか、あわせて当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

ただいま議員から第2期麻疹ワクチン接種率等についてのご質問をいただきました。

麻疹につきましては、ことし3月、沖縄県内で、海外からの旅行者1人が麻疹と診断されて以降、広範囲及び他県においても麻疹患者の発生が確認され、厚生労働省からも注意喚起がなされた状況であります。

当町におきましても、この麻疹ワクチンの接種によりまして、感染を阻止することが重要であると考えております。詳細につきましては担当課長より答弁させていただきます。

○議長

番外 住民保健課長 中本君

○番外（住民保健課長）

日本では、戦後、感染症による死者が多発したことなどから、昭和23年に痘そう等の12疾病を対象とし、罰則つき接種が義務化された予防接種法が制定されました。その後、感染症の患者が減少し、昭和51年には罰則なしの義務接種へと変更され、また、平成6年には集団から個人の疾病予防のための接種へと考え方が移行したことにより、義務から努力規定へ改正されました。

議員のおっしゃるはしか、麻疹ワクチン接種は、昭和41年に任意接種が開始され、昭和53年に1歳から7歳半の児童を対象とした定期接種となりました。当初の接種回数は1回でしたが、平成18年には1歳児と小学校入学前1年間の児童を対象とした2回接種に変更されたところ です。麻疹ワクチン接種、定期接種の歴史は40年ほどと浅く、予防接種を受けている世代と受けていない世代、また、1回接種の世代と2回接種の世代に分かれている状態でございます。昨年度は、電話勧奨に重点を置いて取り組みまして、はしかと風疹の混合ワクチンであるMR2期のワクチンの接種率は91.2%となっております。

○議長

14番 長野君（登壇）

○14番

次に日本は麻疹の排除状態だと世界保健機関（WHO）から認定されていますが、なぜはしかの流行があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長

番外 住民保健課長 中本君

○番外（住民保健課長）

議員がおっしゃるように、日本は平成27年3月、世界保健機関（WHO）から、麻疹の排除状態であると認定をされています。しかし、ことし日本各地で患者の発生が報告されている例につきましては、海外からの旅行者によって国内に入ったウイルスによる感染の広がりであると言われております。また、はしかの感染経路は空気感染、飛沫感染、接触感染で、その感染力は極めて強く、免疫を持っていない方が感染すると、ほぼ100%が発症すると言われております。

2018年5月30日現在、国立感染症研究所の感染症発生動向調査によると、20代から30代に多くはしかが発生していることから、先の答弁にありました1回接種の世代がよ

り多くその感染の影響を受けているものと考えられます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

次に白浜町の今までの取り組み、また今後の取り組み、対応策についてお伺いします。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

当町では、第2期はしかワクチン接種率向上を目指し、対象となる年度の前年度末に対象者別の個別通知を行っており、年度途中には保育園、幼稚園を通じて接種勧奨チラシの配布、広報紙への勧奨記事の掲載、未接種者への接種勧奨はがきを送付しております。さらに年度末には、未接種者への電話による勧奨も実施しており、乳幼児健診では保健師による接種完了や他の予防接種を個別通知する際に未接種のお知らせを同封するなどの取り組みも行っております。

また、予算の範囲内になりますが、和歌山県風疹予防接種助成事業での2分の1の補助を受け、19歳から49歳の妊娠を希望する女性や妊婦の夫を対象にした助成制度を活用し、無料または安価でMRワクチン、MRワクチンは風疹とはしかの混合ワクチンでございますが、予防接種が可能であることを乳幼児健診時や妊娠届け出時に周知しているところであります。この制度を活用し、予防接種を受けていない方や1回接種の方が接種していただければと考えております。今後は、海外から観光客も多い当町の実情も踏まえ、国の目標接種率95%到達を目指して、さらに電話勧奨の時間帯を工夫するなどの取り組みを進めてまいりたいと考えます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

世界では、いまだはしかはありふれた感染症であります。我が白浜町も外国からの観光客が大変増加してきております。日本の土着ウイルスの根絶後も、毎年のように日本に持ち込まれ、特に28歳ぐらいから41歳ぐらいの方々を中心にアウトブレイク、繰り返されているのであります。今後、東京オリンピックを初め、世界との交流は密になっていく以上、安心することはできません。天然痘のように世界からはしかが根絶されるまで、今の子どもたちが定期接種をしっかりと受けることはもちろんであります。当時の制度に基づき、1回しか接種していないなど免疫が十分でない人が多く、感染の拡大の原因になっていると思っております。担当者の皆さんは大変ご苦労ですが、さらなる接種率の向上に取り組んでいただきたいと思います。

次に、2点目、高齢者の移動手段的確保の取り組みについてお伺いたします。この件については、平成29年第4回定例会での高齢者の交通安全についての項目で質問をさせていただきました。そのときの答弁は、今後は平成30年度から始まる生活支援体制事業の中で、買い物支援、病院への送り迎え等、地域と行政が一体となって支援していけるような体制づくりを進めてまいりたいとの答弁でありました。

先日、ある老人と話をする機会がありました。その老人は、足腰が悪く、バス停に行くの

も大変だ。このままではバス停にすら行くことが困難な人もふえてきて、買い物や病院に通うこともできなくなってくると嘆いていました。また、バス停の中には、椅子も屋根もなく、暑い夏も寒い冬も、また大雨でもそのままの状態で待たなければなりません。公共交通機関の不便さは高齢者の生活に不安をもたらしています。今後、さらに高齢化が進み、高齢者が唯一の交通手段であるバスの停留所、あるいは電車の駅まで歩くことすら困難になってくることが懸念されます。

そして、家で日常生活を送ることができても、お店や病院まで行けないで、子どものところに引っ越さなければならず、住みなれた土地から離れなくてはならないという状況がふえかねません。地域住民の皆さんが、病院や商店など自由に行き来できるように、車を持っていない高齢者も安心して生活ができるようにしなければなりません。

そこで、お伺いいたします。白浜町の生活支援体制の取り組み、高齢者の移動手段の確保について、現在までどのように取り組んでいるのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

生活支援体制整備事業の取り組みと高齢者の移動手段の確保について、ご質問いただきました。

高齢者が日常生活に支援が必要な状態となっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活ができるような社会を目指す、地域包括ケアシステムの実現に向け、白浜町におきましても、介護予防等の各種事業に取り組んでおりますが、より一層、高齢者の社会参加の促進や重度化予防の推進、また地域での見守りや支え合い体制づくりの推進が重要であると考えております。

生活支援体制整備事業は、高齢者が地域のつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人やボランティア等の多様な主体により、地域の特性やニーズに応じた生活支援等サービスの体制整備を図るものでございます。町では、昨年度から生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等を養成し、住民主体の支援活動推進を図るため、生活支援サポーター養成講座を実施しております。日常生活支援総合事業が始まり、新たなサービスの開発も求められていますが、住みなれた地域での生活が続けられるよう、地域住民による支え合いの活動等についても考える機会とし、今後もより多くの方々に関心を持っていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、昨年度は、協議体設置準備委員会において今年度からの協議体設置や生活支援コーディネーターの配置に向けて検討していただきました。地域ごとに困りごとやニーズ、社会資源も異なる中、社会福祉協議会の協力を得て、生活支援コーディネーターが日常生活圏域において支え合い、助け合いを広げ、地域住民の主体性を引き出しながら課題の発見や解決方法を検討できるよう、協議体との協力体制を進めることとしてございます。

こうした中、高齢者の移動手段についても課題の1つに挙げられると認識しています。高齢者の移動手段の確保に当たっては、公共交通機関はもちろん、地域での互助等も含め、地域においてどう対応していくのかという総合的な観点からの検討が不可欠であり、移動にかかわる分野の関係者がそれぞれの領域を越えて連携、協働を図ることが求められるところでございます。

生活支援体制整備事業としましては、高齢者の移動手段の不足する部分を全て補えるものではありませんが、移動手段だけでなく、地域で不足する部分をご自身たちの力で補おうとする場合のお力添えをするものと考えてございます。地域のことを地域で考える、地域の課題を解決するという意欲的な方々のご協力が不可欠となっております。今後、地域の皆様の積極的なかかわりを願います。

以上でございます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

おじいちゃん、おばあちゃんの移動の足を早く確保していただきたい。これからも地域の高齢者等の移動手段を持たない人が、いつまでも地域で元気に暮らしていけるような取り組みを、先進地の事例も参考にしながら早急に進めていただければ幸いです。

次に、白浜町の公共建物についてお伺いいたします。

その1点目、公共建築物で現在耐震診断を実施している主な施設は、また、必要な耐震性を確保されていない施設は、施設名で答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

長野議員より公共建築物の耐震化状況についてご質問をいただきました。

町は、5月21日の和歌山県行政報告会で仁坂知事が、建物の倒壊による犠牲者ゼロの推進と強調されたとおり、津波避難対策と同様に重要と位置づけており、白浜町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の維持管理に必要な耐震化を含む事業を推進しています。議員もご承知のとおり、白浜町が直面している南海トラフの地震の被害想定に基づき、建築物の倒壊が死傷者発生、道路閉鎖、がれきの飛散などの被害を極力最小限に抑えるためにも、建築物の耐震化促進が急務となると認識しています。特に公共施設は、平常時から地域住民の利用があり、特に学校施設は児童生徒の学習、生活の場であるとともに、災害時には避難所として開設する重要な役割を果たすことから、耐震化は極めて重要と考え、継続して取り組んでいかなければならないと考えています。詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

町が管理している公共建築物につきましては、平成28年度に作成しております公共施設等総合管理計画に記載しておりますように220施設ございます。そのうち昭和56年施行の新耐震基準により耐震判断が必要で、なおかつ耐震診断を終了しておる施設につきましては42施設であります。主なものは本庁舎、湯崎保育園、白浜会館、各小中学校等でございます。また、耐震診断が未実施、または必要な耐震工事に未着手の施設につきましては、耐震性が確保されていない施設で、主なものとしたしましては、本庁舎の東別館、元消防署の別棟、湯崎保育園、富田事務所、農業研修会館、日置川事務所、住民交流センター、田野井会館、日置川拠点公民館等々、多数まだ残っております。

補足となるんですが、本庁舎につきましては、民生課及び教育委員会の執務室があります東別館及び建設課の執務室があります旧消防庁舎につきましては、耐震診断が未実施となっております。これにつきましては、議員もご承知のとおり、本庁舎の施設につきましては、最も古い棟では建築後56年が経過し、現庁舎が抱えているさまざまな諸課題を総合的に判断した上で、速やかに建てかえを行うという方向で進めているところでございます。平成26年度にこの計画を立てていますので、あと6年ぐらいの目途で建てかえの方向で積み立ても行っておるところでございますが、万が一建てかえまでの期間に地震等の大規模災害が発生した場合に、耐震性が大きく不足したままの庁舎では、倒壊等により庁舎機能を果たすことができなくなるおそれがあったために、本庁舎につきましては、必要最小限の範囲ではございますが、耐震補強を実施したところでございます。

このようなことから、本庁舎のうちの民生課及び教育委員会の執務室がある東別館及び建設課の執務室があります旧消防庁舎につきましては、耐震診断は行っておらず、新たに建てかえる庁舎の中にそのスペースを確保するべく、優先して引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

そのうち、白浜町が開設する避難所、投票所は、施設名で答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

耐震診断未実施、または耐震性が確保されていない施設のうちで、町が開設します避難所、投票所につきましてご質問をいただきました。町が開設いたします避難所、投票所のうちで未実施のものにつきましては、富田中学校体育館、南白浜小学校体育館、町立児童館、日置川拠点公民館、住民交流センター、田野井会館、しらはまゆう公園管理事務所の会議室、西越集会所、農業研修会館、小川区民会館の10施設がございまして。現在、その中でも今年度、しらはまゆう公園管理事務所と富田中学校体育館につきましては工事に着工される予定となっております。避難所は災害時には住民が避難して滞在する施設になりますので、また、耐震化等の方向性が整っていない残りの施設につきましては、今後、各管轄の課と施設の方向性について検討を進めてまいりたいと存じております。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

次に、国の補助金制度はいつまでなのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

公共施設の耐震化等に係ります国の補助制度についてお答えいたします。

公共施設の耐震化等に係る国の補助金事業につきましては、公共施設等の種類によって制度化されているもの、またされていないものがあります。町としましては、施設の耐震化等

に当たりましては、国の補助金の活用を基本として従来より取り組んできているところをごさいます。こうした中、議員ご承知のことと存じますが、地域防災計画上、耐震改修を進める必要があるとされた指定避難所とされている学校、幼稚園、保育所等の公共施設及び公用施設を対象とした耐震化単独事業に対する地方債事業として、緊急防災・減災事業というメニューが現在東日本大震災を機に設けられてございます。

内容としましては、対象事業費の100%を起債することができまして、起債額に係る元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算定することができるなど、ほかの起債や国庫補助事業よりは町の負担が少ないなどの財政的に有効な内容となっている起債でございます。これで、これまで当該地方債事業を活用して防災対策事業に取り組んできているところをごさいます。ご質問のこの緊急防災・減災事業につきましては、国においては、平成32年度までが活用期限として示されているところでございます。ですから、そうした期限などを見据えて、なるべく有効なこの事業、この起債を活用すべく、防災対策事業を進めてまいりたいと思っております。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

次に耐震診断を終えていない施設、耐震をしなければならない施設があろうかと思いますが、今後、どのような対策を考えているのか、町長の見解を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今総務課長が答弁したとおり、町が作成している公共施設等総合管理計画におきまして、施設の耐用年数等から、将来的な判断をしていかなければならない施設を示してございます。各対象施設をどのようにしていくのか、例えば存続して耐震化の改修をするのか、新築、改築をするのか、統廃合するのか、また廃止するか等につきまして、各管轄部署において実施計画を立て、一挙にとは進みませんが、逐次に対策を講じているところでございます。

その中で優先すべきは、役場の本庁舎新築としておりまして、事業を進めるべく基金を創設し、新庁舎のあり方や建設場所について検討をしているところでございます。その他、主要な施設、富田、日置川の各事務所、日置川拠点公民館等は、老朽化も進んでおり、かつ南海トラフ巨大地震の津波被害想定の中にも含まれておりますので、対策が必要と考えてございます。そのほかにも主要な施設が多々ございますが、今後は他の公共施設の耐震化に向けて年次的に計画をしていく必要があると思っております。まずは、一次耐震診断に着手してまいりたいと存じます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

町の主要な施設、また、他の公共施設の耐震化に向け、早急に年次計画を立てていただければと思います。町民の皆さん、職員の皆さんの安全安心を確保しなければなりません。できることから着手していただきたいと思っております。

次に、南海トラフ地震における津波避難困難地域の対策についてお伺いします。昨年の6

月議会、12月議会でも質問をさせていただきましたが、津波避難困難地域の避難対策は喫緊の課題であるので、できる対策は早急に着手することとありますが、白浜町の津波避難困難地域は11地区であり、対象人口は瀬戸地区で85人、東白浜地区で78人、才野地区で100人、中、栄地区で467人、富田地区で439人、富田袋地区で12人、椿地区で149人、市江地区60人、笠浦地区4人、志原地区13人、日置、大古地区は393人、合計約1,800人です。大変な被害人数であります。住民の生命、財産を守るのは町として当然のことです。具体的に11地区にどのような取り組みをされたのか、また、今後の取り組み対策を地区ごとに詳細な答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町長)

長野議員から津波避難困難地域解消のための町の取り組み状況と今後の対策について質問をいただきました。

町は、白浜町津波避難計画策定事業を推進し、分析の結果、選定された各地区の津波避難困難地域解消のためのワークショップを継続して、その成果に基づき、ハード面及びソフト面の対策について進めてまいりました。

いわゆるハード、必要な避難施設等の整備事業につきましては、国、県の補助金を活用して整備していくという計画でございます。そして、ソフト、具体的には防災対策上の取り組みにつきましても、各区、自治会、自主防災組織と連携し、防災訓練等の結果を検証して対策、措置を分析し、今後の事業に反映しようとしています。

そのような状況でありますので、早期の避難対策整備を目標に、議会のご指導、地元自治会等のご支援、ご協力をいただきながら今後も事業を継続していく所存でございます。詳細につきましては担当課長より答弁させていただきます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

津波避難困難地域解消事業の現状と今後の取り組みについてご質問いただいております。

これまで今後のハード面での具体的な事業及びソフト面での対策につきまして、平成30年2月から4月にかけて、計12回、各地で津波避難計画のワークショップの実施を行いました。津波対策避難事業の方向性につきまして同意を得るとともに、ご意見、ご要望を取りまとめて津波避難計画の修正及び対策事業の着手のための具体的な調整を継続してございますが、事業化に当たりましては、当然予算規模が高額となってくること、また、地元自治会等のさまざまな要望の取りまとめや調整が必要となることから、なかなか進捗していない状況でございます。

ハード面につきましては、早期の避難施設の整備事業化を目標としまして、地元区と協議を継続してございます。町としては、当面避難タワー4基の設置及び必要な避難路整備を計画し、平成32年度までの緊急防災・減災事業債の制度があるうちに計画分を、まずは工事着工できればと考えてございますし、地元との調整が間に合えば、追加して事業を実施していきたいと思っております。

現在、今年度中着手予定につきましては、当初予算でも1カ所予算をいただいております。

す。地元との調整等々で可能でありましたら、後に補正の形になろうかと思いますが、あと2カ所、避難路について整備したいと思っております。今年度中に3カ所の着手ができるように取り組んでいるところでございます。

なお、緊急防災の制度の最終年度の32年度には恐らく全国的にも事業の形が集中すると思っておりますので、避難タワーの工事業業化ができるように、そういうのを含めて考えていきたいと思っております。

また、区の要望を取りまとめる上で津波避難タワーにかわる代替案としまして、他の公的用途の兼用を踏まえまして、避難ビルの新築または改築をあわせて検討する予定としてございまして、避難ビルは当然建築物の扱いとなりますので、新築となれば経費も避難タワーよりは高額になるという見積もりでもございます。

いずれにしても、事業規模が大きいために、今後とも逐次事業化の目標に、地元区と十分調整させていただきまして、ご理解をいただき、そして、特に問題となる部分につきましては、使用する用地を購入しなければならないという事態になりますと、そこは各地区の住民のご同意が必要だと、このように考えてございます。

ただソフト面での対策につきましては、県または各地区と連携した防災訓練を継続し、訓練の中で新たに生じた、またわかった問題点の是正を目的として必要な整備事業を継続しつつ、有効で有用な対策を確立したいと考えてございます。

今後とも、議員のご指導、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

津波から住民の命を救い、死者をゼロとする、待ったなしの対策であります。できることから早急に取り組んでいただきたいと思います。

次に、湯崎保育園についてお伺いいたします。このことについては、午前中、溝口議員からも質問をされていましたが、重複することもあると思っておりますが、お許しを願いたいと思います。

先ほど耐震診断、必要な耐震性を確保されていない施設の中に湯崎保育園も対象となっておりましたが、湯崎保育園の保育環境の悪化と建物の危険性についてお伺いいたします。湯崎保育園については、同僚議員からも何回も質問をされておりますが、保育園室は床がゆがみ、窓枠のゆがみ、園舎等各部において不良箇所が多く見受けられます。また、廊下にはいろいろなものが置いており、整理整頓がしたくてもできない環境であります。施設の老朽化をこのまま放置していると、さらに環境の悪化、また大きな危険性が及ぶことも考えられます。

子どもたちは白浜町の大切な宝物でございます。よりよい環境で健やかに学んでいただきたい。保護者の皆さんはよりよい対策を待ち望んでいると思っております。

湯崎保育園の今後のあり方、整備方法、さまざまな課題はあると思っておりますが現在の保育園の環境を早急に改善し、園児や保護者の皆さん、保育に携わる職員の皆さんの安心、安全につながるものと思っております。

保育園は、子どもたちの人生の中で最初の集団生活の場であります。それだけに、我々大人たちがなすべき配慮が、安全で安定した生活環境の整備であります。環境の整備が保護者の皆さんの切なる願いであります。何よりも園児の皆さんによりよい環境で学んでいただき

たいと思います。富田中学校の体育館での生徒のけがの教訓を当局は生かしていただきたい。

まず、今、早急にやらなければならないのは、不良箇所の修繕、補修だと思います。そして、並行して今後の保育園のことを考えてはどうでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

ただいま議員から湯崎保育園の施設状況に関する質問をいただきました。湯崎保育園は、建築後44年が経過していることもございまして、園舎各部署において老朽化が顕著に見受けられるなど、ここ最近では修繕費もかさむような状況となっております。特に保育室での床のゆがみは、先ほど長野議員からもございましたように、実際に保育室に入ってみますと、そのゆがみを感じてしまうほどであり、このまま放置していると、今後保育環境にも何らかの影響をもたらすものと認識しているところでございます。

また、平成26年度に実施いたしました耐震診断結果では、大きく基準値を下回っている結果が示され、その対策が急務となっておりますが、老朽化が目立つ園舎を単に耐震補強するだけでは、本来の安心安全な保育環境を回復することはできないと思っております。耐震補強に加え、園舎としての機能を回復させるために、ある程度の大規模改修も必要であり、そうなれば事業費が大幅に膨らむことも予想できます。

そうした意味では、湯崎保育園の今後に関しては、耐震改修以外のあり方も十分視野に入れながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、保育に支障のある床のゆがみ等につきましては、早急に修繕を行っていきたいと考えております。

また、あわせて、湯崎保育園の今後のあり方につきましても、先ほど申し上げたように幾つかの案が考えられますので、今後速やかにその方向性を示すことができるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

何よりも今やらなければならないのは、園児や保護者の皆さん、保育に携わる職員の安心安全の確保であります。保育に支障のある床のゆがみ等について早急に対処していただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、長野君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 13時40分 再開 13時50分）

○議 長

再開します。

引き続き、一般質問を行います。

11番辻君の一般質問を許可します。辻君の質問は一問一答形式です。

まず、1点目の農地の管理についての質問を許可します。

11番 辻君（登壇）

○11 番

議長のお許しをいただきまして、通告順に従って一般質問をしたいと思います。

まず今回は、3点の質問事項ということでございます。1点目、農地の管理について、そして2点目に防災対策、3点目に小中学校のバス通学についてであります。明快な答弁のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、過疎化高齢化等に伴って耕作放棄地がふえている状況から、何らかの手だてが必要である。町としての今後の対策はどうかということで、まず農地の耕作放棄地についての質問をさせていただきます。

農地は、農地法で規制されてございまして、農地法の第1条である、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源であることに鑑み、耕作者みずからによる農地の所有が果たしている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにするのを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を推進し、及び農地の利用環境を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることによって、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食糧の安定供給の確保に資することを目的とする。また、第2条については、2条の2項、農地について権利を有する者の責務として、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないとうたわれてございますが、現状は、農業従事者の不足と農家の高齢化により、耕作したくても耕作できない人から生まれる耕作放棄地が白浜町でもふえており、特に日置川地域では、深刻な問題となっております。

しかし、農地とはいえ、個人所有の土地である以上、所有者の意思で放棄することも自由であるはずですが、農地が耕作放棄されて問題となるのは、放棄された土地よりもむしろ、その周辺の土地に影響が及んでしまうことにあります。農地の管理は、農家以外の方が考えるよりはるかに大変である。雑草や害虫の増加を抑えるためには、農地が広くなればなるほど、いわゆる農薬が不可欠になってきます。農薬を散布するのは、良質な作物を得る目的であって、作物を栽培する予定のない耕作放棄地にわざわざ農薬をまくことは考えられない。そうすると、耕作放棄地では雑草や害虫がふえ、周辺の農地に影響をもたらします。人間は土地の境界に敏感ですが、雑草や害虫に境界が通用するはずもなく、いくら自分の農地を適正に管理していても、近くにある耕作放棄地から無制限に雑草の種や害虫が発生し、歯どめがかけられなくなってきて、現在耕作している者も耕作意欲が失われ、今後さらに耕作放棄地がふえる悪循環になってくると思われます。

そこで、まず1点目に、町として町内の耕作放棄地は把握されているのかどうかについて、お伺いいたします。

○議長 長

辻君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

辻議員より農地の耕作放棄地についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のように、白浜町でも耕作放棄については大変重要な課題となっております。

町内の耕作放棄地の把握につきましては、農地法の規定に毎年1回その地域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならない旨がうたわれております。当町でも、農業委員会が毎年1回、利用状況の調査を行っているところであります。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

毎年耕作放棄地の把握について、利用状況の調査をしているということによろしいかと思えます。

それでは、農地の利用状況について、どのように調査をされておられるのかということについて、調査方法をお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

年に一度、7月から8月頃にかけて、地元の農業委員と農業委員会事務局の職員が一緒に町内各地区における農地の利用状況を調査しております。調査の方法は、単純でございますが、現地に出向き、目視により利用状況を確認し、耕作放棄地を図面に落とし、その集計を行うというようなものでございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

毎年の調査をされているということで、耕作放棄地の状況というのはいかがですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

調査による最近3年間の耕作放棄地の面積を申し上げますと、平成27年度は47.7ヘクタール、平成28年度は43.6ヘクタール、平成29年度は44.3ヘクタールとなっております。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

そうすると、27年度から28年度、29年度と47ヘクタールから44ヘクタールということであるのですけれども、この状況についてはどのようなものなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この状況というのは、これを見ますと、農地の耕作放棄地が減ってきているという傾向も逆に言うたらいい傾向というようなこともあるんですが、実質といたしましては、これは農地中間管理機構のこういったところの取り組みが最近充実してきてございまして、例えば企業の農地に対する参入とかそういったことも近年はふえてきてございます。ですから、一時的にはこういったことで若干の減少というものも出てきているわけなんですけど、ただ悲しい

かな、町内全体としては今後も耕作放棄地というのはふえていくというふうな押さえで考えてございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

一時的によい傾向にあるという押さえでいいかと思えますけれども、耕作放棄地がふえると、鳥獣害とか病害虫とか、また景観にも悪影響を及ぼしますが、調査の結果、耕作放棄地と思われる場合は、どのようにされているのでしょうか、そのときの対応をお願いしたいと思えます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

調査の結果、新たに遊休農地となった農地につきましては、農地の管理についてお願いという文書と、それから利用意向調査を送付し、みずから耕作するのか、農地中間管理事業を利用するかなどの意向をお聞きしまして、その中で農地中間管理事業を利用する意向の方につきましては、農地中間管理機構にこのような農地があるというふうなことを情報提供させていただきます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

農地の管理については、お願いという文書と、そしてまた利用意向調査の送付をしているということでもよろしいでしょうか、再度確認いたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そのような対応をさせていただきます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

長年の放棄地も見受けられるんですけども、周辺にまで悪影響を与える農作放棄地は、どの地域でもまず解消したいと思っているはずですが、農地の適切な管理のお願い文書を通知しただけでは、なかなか改善は難しいと思われませんが、農地の適切な管理が行われない場合はどのような対策がなされているのか、耕作放棄地の対策について。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

周辺の方々から苦情のある耕作放棄地につきましては、農業委員会からその都度お願いの文書を出してございまして、ほとんどの方々はその文書を見て草刈りなどの対応をいただいているような状況です。

この中には、毎年同じ場所が、大体同じぐらいの時期に連絡をいただいて、相手方もこと

しも文書が来たかみみたいな感じで刈ってくれるようなところもあつたりして、ほとんどの方が対応していただいておりますが、ただ残念ながら、長期にわたりそういった文書にも何も連絡もなしに耕作が放棄され、中には既に農地としての再生できないような場合も出てきてございます。

それでも、周辺の方々から苦情のある耕作放棄地であれば、毎年お願いの文書を送っているのですが、あくまでも法的な拘束力というものも乏しく、また、罰則等のないお願いの文書でございまして、そのままの状態が残念ながら続くというふうな現状でございまして。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

ほとんどは、草刈りなどの対応をしていただいているということでございますけれども、長期にわたってやっていただけないと。苦情のある場合は文書は出すが、先ほど言われました法的な拘束力がないということで、そのまま放置されているという傾向にあるということです。

耕作放棄地の多くは、農地の地目で原野化、森林化の道をたどっており、農地への復元がなかなか難しいのは、当然のことです。そしてまた、土地としての実質的な価値も大きく損なわれていきますが、適切な管理をしたくても過疎化、農家の高齢化により担い手が減り続けていることや、費用の問題など課題も多いのが現状であります。また、耕作放棄地は町としても農地の減少と景観が悪くイメージダウンにもつながるのではないのでしょうか。

本来なら、農地の管理は所有者が行うべきところですが、所有者個人の事情もあって、行政がかかわらなければ難しいと思いますので、所有者が町から助成、補助を受けて、草刈りをするのも機械が必要であったり、隣接の維持管理をできる人をお願いをして、最低限の草刈り等で維持管理をしていく必要があると思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

耕作放棄地の草刈り等の維持管理につきましては、基本個人の財産でございまして、所有者に行っていただくよう農業委員会を通じて適正管理を依頼しているところです。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域によって支えられている農用地、水路、農道などの地域資源の保全管理に対する農家の負担の増加も懸念され、共用施設の維持管理に支障が生じはじめております。このため、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、地域共同に係る支援を行い、適切な保全管理を推進するため、それらの維持管理作業に対して、国及び地方自治体が資金を援助する多面的機能支払交付金事業がございまして。

現在、町内では、17の活動組織が多面的機能支払い交付金事業に取り組んでおられます。多面的機能支払交付金につきましては、担い手に集中する草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持を行う活動に対し、それぞれ支払単価に基づいた額を国50%、県25%、町25%の割合で交付しております。活動組織では、年次計画を立て、その計画に基づき遊休農地等の草刈りや害虫駆除を適正に行い、農用地の農地を耕作可能な状態に保つための取り組みも行っております。

また、農業の後継者担い手不足が進んだ背景には、農業を始めるに当たって初期投資がかかり、農機具をそろえるにはある程度まとまった資金が必要になり、初期投資に見合った収入の確保も最初の数年は非常に難しく、そのため新規就農者の収入が安定するまでサポートする青年就農給付金等の助成制度をご活用いただければと考えております。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

先ほども草刈りとは最低限の維持管理であると。耕作放棄地対策とは言えませんが、農地法の規制もあり、制限されるところはありますが、多くの農地は日当たりがよく、太陽光発電とは非常に相性がいいと思いますので、その辺については町は耕作放棄地の有効利用としては今後の考え方としてはいかがでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

おっしゃるように、草刈り等は耕作放棄地対策としては、非常に弱いということかもしれませんが、今後農地として利用していくために、最低限の機能を維持していくためには、必要なことであると考えております。また、太陽光発電施設についてもご提言いただきました。確かに町内の耕作放棄地につきましては、日当たりのよい場所に多く存在しており、太陽光発電施設の設置には条件がよいところが多いかと思いますが、農地転用が必要であったり、所有者の意向も重要であり、それから最近では近隣とのトラブル、そういったものもいろいろ出てきてございます。そうした中で、個人所有の財産でございますので、慎重に取り扱うことが必要であると考えてございます。

町といたしましても、耕作放棄地の解消や有効利用につきましては、今後の大きな課題であるし、先ほどの太陽光発電は逆に下の農地の管理といたしますか、一旦つくった後の維持管理が10年後はどうなるのかと、そういったことも先般の農業委員会の中でも議題となりました。そういったこともありますので、いずれにいたしましても慎重な取り扱いをしていく必要があるのではないだろうかと考えてございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

次に、遊休農地所有者に利用意向調査もあわせて行われているようですが、意向調査の内容はどのようなものでしょうか。また、調査結果をお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

利用意向調査は、先ほど申し上げた現地調査で、新たに遊休農地となった農地の所有者に対し、送付しております。農地の管理方法についての質問で、今後はこちらで農地を管理、耕作していくか、どなたかに貸したい、または売りたいかをお伺いしてございます。昨年度は29名、52筆を対象に利用意向調査を行ったところ、16名28筆から返答があり、自分で管理、耕作すると回答した方が4名8筆、貸したい、または、売りたいと回答した方が

12名20筆となっております。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

自分で管理するという方が現在4名と、そしてまた、貸したい、売りたいという方が12名おられると。昨年は29名のうちの約半分ですね。貸したい、売りたいという人が多いということでございます。この状況については、いかがでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

やはり農村の状況を見ますと、ずっと昔からご先祖からつくってこられ、なおかつそれを集落の中で、おじいちゃんおばあちゃんが元気なうちはおじいちゃんおばあちゃんが見ながら、大家族の中でこういったものを運営してきたという背景があると思います。ただ近年、核家族化が進む中で、当然若い方が都会のほうに出られたり、それでお年寄りがもうできなくなってくるので、むしろ見てくれる人もいないから、やはり誰かにやってもらいたい。

それから、逆に若い方がやられたにしても、今後は機械、今はご先祖が残してくれているトラクターとかそういったものがあるうちはどうにかできるけど、これが壊れてきたら新しく買うと、新品に変えられないというふうな現状がある。こういったものがやはり大きな背景にはあるのではないだろうかと思っております。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

それでは、町として、調査を基にして取り組んでいるということがございましたら、ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

調査を基にということになりましたら、やはり先ほどの農地中間管理機構への連携ということになってくるんですが、農地中間管理機構のほうも、相手方がつくりやすいような農地があれば相手方に取り次ぐということがやりやすいわけですが、やはりどうしても白浜の場合は小さなもの、それから非常に耕作条件が悪いものが多いところがございます、なかなかすっと次の方に貸したいというても貸し手が見つからないという現状がございます、この利用状況調査もそういった面では非常に悩ましいところがございます。

ただそのような中、この9月に農業委員会が新体制となりまして、これは何度かご説明もさせていただきましたが、法律の中にそういった遊休農地なり担い手へのそういった農地の有効利用、こういったものに向けての対応を農業委員会がしていかなければならないということが明確に条文化されまして、その中で新たに農地利用最適化推進委員というのが設置されました。今のところ白浜町ではこの地区の農業委員さんと連携した中で、担い手へ農地利用の集積や集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入促進についての活動を行っていただくということで進めてございます。

こういったことで、制度的にもちょっと変わってくるものですから、直接現場に立ち、活動していただくことで農地の担い手の育成や新規参入、遊休農地の解消等につきましても効果が出てくるのではないだろうかと考えてございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

今ご答弁いただきました、新たに農地利用の最適化推進委員が設置され、遊休農地の解消への効果が見込まれるとの答弁をいただきました。

これまでの農業委員会では、同様に取り組みがなされてきたと思います。その中で、長期にわたる耕作放棄地が存在しているというのが現状です。町としては、国の法改正に伴う農地利用最適化推進委員に期待するということが理解できますが、それだけではなく、町としても何らかの取り組みが必要ではないかと思うのですが、その辺についてはどのようなお考えを持っておられますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員のご指摘はごもっともなことであると思います。

町といたしましても、この法改正で農業委員会の業務の重点として明確化された、農地利用の最適化の推進を進めるために必要な体制として、この農地利用最適化推進委員が設置されたのですが、新しい体制で最適化の推進を進めていくためには、体制でなく、やはり何らかの新しい取り組みが必要であると思ひまして、今年度の農地流動化促進特別対策助成金を増額してございます。

この助成金でございますが、これまで1アール以上で3年以上の利用権設定をしていた方に対しまして、新規設定の場合は10アール当たり1万円、再設定、いわゆる更新の場合は10アール当たり5,000円を助成することによりまして、農地の流動化を促進し、耕作放棄地の増加の抑制及び解消を促すというものでございますが、この新制度への移行に伴いまして、従来額に5年以上耕作放棄されていた農地をそのような取り扱い、利用権設定をしていただいたというようなことでございましたら、5年以上の利用権設定をしていただいた方に対しましては、10アール当たりさらに1万円を5年間加算すると。そうしまして、さらなる耕作放棄地の解消ができればというふうなことの制度を設けさせていただいてございます。

一度この制度でどの程度の効果が出てくるのかということも見定める必要があるかとは思いますが、そのようなことで、これまで農業委員さんなりが活動していく中でも、今年度新しくこんなものができたのだということで、活動がしやすくなるのではないだろうかということで、考えてございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

これまでの助成金に上乗せということで、新制度への移行、10アールあたり1万円ですか、5年間加算するというので、少しでも耕作放棄地の解消が図れればと思います。

耕作放棄地の増加は地区の崩壊にもつながるのではないかと感じてございます。最後に、町長に、耕作放棄地が増加している現状をどのように捉えているのかということについて、お答えいただきたいと思っております。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

議員がおっしゃっていただいたとおり、まさにそのとおりであると思っております。

やはり潤った豊かな農地があれば、そこで人が生活をし、それによって地区が繁栄いたします。農地が荒廃すれば、そこから人は離れていきます。すなわち、遊休農地、耕作放棄地は、できるだけなくさないといけないというふうに考えてございます。特に日置川地域では、耕作者の高齢化や遠隔地に転居することがありまして、鳥獣による農作物の被害も多く発生しております。そのために、しかたなく、やむなく耕作をせず放置してしまった方もいらっしゃると思っております。耕作放棄地は町内の農地の至るところに存在いたしますが、解消に向けての努力はもちろん必要ですが、これ以上ふやさない工夫が何よりも重要になってくるのではないかと考えております。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

鳥獣害による農作物の被害ということも先ほどご答弁がございました。以前に、私の近くになりますけど、農家のお母さんが畑に草刈りに行って、そして、カボチャか何かとりに、草刈りをしているときに、うちのカボチャを持って帰るのにあしたでいいやと思ったところへ、その日の夕方に、サルがカボチャを抱えて持っていったということで、とって帰れなんだということを聞いています。それから、農作意欲が全然失われたということで、それから畑はやってないそうなんです。カボチャ1つでえらいことになってます。

そういうことで、今後ともさらなる工夫のほうをお願いしておきたいと思っております。

耕作放棄地についてはこれで終わりたいと思っております。

○議 長

以上で、1点目の農地の管理についての質問は終わりました。

次に、2点目の防災対策についての質問を許可いたします。

11番 辻君（登壇）

○11 番

それでは防災対策について、日置川地域の避難困難地区、今回は日の出地区ということで、避難路の整備について問わせていただきたいと思っております。町の防災対策、特に避難対策につきましてお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

町が作成しておりますハザードマップによりますと、大規模地震により発生する津波により、町の沿岸部においては甚大な被害が予想されてございます。より早く、安全な高台への思いは行政のみならず、特に沿岸部で生活している住民の強い思いでもあります。

隣接のすさみ町は、避難ビル、それから避難タワーが建設され、沿岸部の津波に対する施策が進められてございます。この前は、お隣、すさみ町の資料のほうを見ましたけれども、平成27年には防災タワー、平成28年度には避難ビル、平成29年度には避難タワーと、

毎年のようにつくってございます。昨年29年3月に、平松津波避難タワーというのができてございます。29年の3月、事業費は880万円、毎年のように製作されてございます。

白浜町でも、避難困難地域の解消に向けた取り組みがここ数年続けられてきたと思ってございます。進捗はどうなっているのか、経過を含め、現在の状況についての説明をお願いしたいと思います。

○議 長

辻君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

辻議員から津波避難困難地域解消のための町の取り組み状況について質問いただきました。

先ほどの長野議員への答弁と重複しますが、町は、白浜町津波避難計画策定事業を推進し、分析の結果、選定された各地区の津波避難困難地域解消のための取り組みを進めてまいりました。今後も早期の避難対策整備を目標に、議会のご指導、地元自主防災組織等のご支援、ご協力をいただきながら、今後も事業を継続していく所存です。詳細につきましては担当課長より答弁させていただきます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

津波避難困難地域解消事業の現状の取り組みについてご質問をいただいております。

津波避難困難地域の解消に向けましては、本年2月から4月にかけて、12回各地区で津波避難計画のワークショップを実施してございます。現在、ワークショップで出された意見や要望を取りまとめながら、津波避難計画の修正及び対策事業の着手のための具体的な調整を継続しているところでございます。

ハード面につきましては、早期の避難施設等の整備事業化を目的としまして、地元区、地元自治会と協議を継続してございまして、現在のところ、避難タワー、ビルになるかこれも協議が必要なんです、4基の設置及び必要な避難路の整備を計画してございます。

平成32年度までに、緊急防災・減災事業債の制度があるうちに工事に着手できるように進めてまいっているところでございます。

今年度中の着手予定につきましては、先ほど長野議員にもご答弁させていただきましたが、避難路につきまして、3カ所を予定してございます。

各自治会の要望を取りまとめる上で、津波避難のタワーにかわる代替案としまして、公的用途を踏まえた避難ビルの新築または改修をあわせて検討をしているところでございます。すさみ町のやつが2つとも1億円かかっているということで、先ほど辻議員が880万円とおっしゃっていたのは、あれは8,800万円だと思いますが、やはりいずれにいたしましても、そうした事業費が1つごとに大きいことがございますので、今後も随時事業化を目標に、地元の自治会とすり合わせしながら、ご協力をお願いしたいと考えてございます。

ソフト面の対策につきましては、県や、また各自治会と連携した防災訓練を継続的に実施する中で、課題等を抽出して改善に努めているところでございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

先ほど指摘されましたので、880万円は8,800万円でございます。訂正いたします。

避難路の整備、3カ所についてご答弁をいただきました。内容について、どことどこかというのをお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

平成30年度当初予算におきまして、市江地区の避難路につきまして1つ、市江は2つご要望いただいているんですけれども当初予算で1つ予算をいただいております。あと1つにつきましては、日置川のほうの1つと、もう1つにつきましては椿のほうの1つを現在計画中ですので、地元調整が済み次第、補正予算等々で予算要求をさせていただきよう、取り組んでいるところでございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

もう1点、先ほどの公的目的兼用ということで、これはどういった内容ですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

それぞれ地域によって、浸水区域の中に公的物がある部分があるんです。それと同時に、タワーの近くにつくらなければならないというような状況が生じてくるときに、2つを一緒にかためてタワーじゃなくてビル形式で行うとか、そうしたところのご要望もございまして、その辺が現実的にできるか等々を含めて協議をさせていただいているところです。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

それでは、少し地域を絞った質問をさせていただきます。

日置川地域の河口部付近に避難困難地域が存在すると以前に聞いたことがございます。私も小さいころからよく知っている地域でございますけれども、今地域の中で不安視する声をよく耳にします。地元区から町にそうした要望、また話がいつているように思いますが、いかがですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

和歌山県のほうから、平成25年3月に南海トラフ巨大地震の津波浸水想定が公表されて、白浜町においては11地区17自治会の津波避難困難地域がございまして、

日置川の河口部とおっしゃいますのは、巨大地震の前に3連動L1の関係で富田川の河口と日置の河口付近の一部、全域じゃなくて一部が避難困難地域ということで、日置のほうにつきましては脱出可能と。当時と考え方が違いまして、避難場所まで逃げきれてやっと脱出可能というのが当時の考え方でしたけれども、現在は避難浸水区域から、例えば道へでもいい

んですけども避難浸水区域から脱出できたら避難可能ということで、当時は2つの地域がありまして、日置川の河口付近におきましては、そういう状況でございました。現在は巨大地震で対応していますから、当然それ以上のものになっておりますので、日置川の河口部分につきましては避難困難地域ということになってございます。

避難困難地域解消の対策としましては、地元と協議をしているところでございますが、日置のほうにつきましては、地元区から避難タワー、もしくは先ほど言いました避難ビルという形式のもの、消防車庫なんかもございますから、そういうのも検討には入っておるんですけども、現在は建てるにしましても、基本的には町の土地であったり公社の土地で公共的な跡地を優先的に選択して、そこで機能を果たせるかどうか等々を検討してございまして、浜田団地の付近に1つ、そしてもう1つは本町付近に1基を建設するというようなご要望を受けてございます。それが現実的に可能かどうか、また地元の中で調整いただけるかどうか、また、用地につきましては、1カ所はどうしても町有地というものが公社の土地がございませんので、民間の方の協力をいただかなくてはならないものですから、そうしたところを調整しているところでございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

先ほどの本町付近ということになると、消防車庫のところを指すのでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

これも地元と十分協議しなくてはならないんですが、地元からはその付近でということなんですけど、それが地元の総意なのかどうかもありますし、そこも浸かりますから、そこをどういう形で整備できるのか、また広さも足りるかということも具体的に検討に入っていくということです。現在お話しさせていただいておりますのは、タワーがいいのかビルがいいのかという話になりますが、町としましても、やはり費用がかさむものですから、普通のタワー、例えば普通のビルというんですか、ここにこだわらずタワーであったら幾らぐらい、ビルであれば幾らぐらいというような概算の見積もりをとらないと、どちらが可能かというのができないということで、その辺も町のほうで検討するというので、区長さんにお返ししているところでございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

先ほどの開発公社ですか、浜田団地、それについては浜田の団地の部分になるんですか、あの広場の部分なのか、わかりますか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

浜田の中で、公社が分譲している土地がございまして、開発公社の中でまだ売れていない土地があります。その部分にタワーを建てたら有効的に活用できるのではないかという考

え方もあります。そこがいいのかもまだ確実に決めた話ではございません。ですから、タワーであれば幾らぐらい、ビルであれば幾らぐらい、浜田団地のところの浸水域は何メートルぐらいなので何メートルのものを建てなければならないというようなことを、町のほうで概算でもはじいて、再度区長様にお返しして、地元の中でまたもんでいただくとか調整していただくということで、この場所については確定しているというものではございません。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

それでは、この地域の避難困難地域の解消に向けた取り組み、また、具体的には避難タワー、避難ビル、その設置なども含めて現在どのような状況と進捗になっているのかをお伺いして、また、地元区との協力体制、連携といったことはどのようなになっているのか、あわせて重複するかと思えますけど、お答えいただければと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

重複した答弁になるかもわかりませんが、日置地区との協議におきましては、避難タワーか避難ビル、どちらを行っていくかを施設のあり方などを検討しているところでございます。財源の緊急防災・減災事業債、これが32年度までとなっております。これはでき上らなくても32年度までに着手できれば借りられますので、それまでに何とか32年度までに着手できるように取り組んでいるところでございます。

そしてまた、地元の区や自主防災組織が行う備品の購入など、これにつきましては防災事業費において町が補助する制度もございます。

そして、このタワーだけではなくて、日置のほうは避難路整備、これもご要望いただいておりますので、そうした部分もでき得る限り着手しまして、これにつきましても起債が有効に使えますので、その辺も並行してタワーだけじゃなくて、避難路も並行して協議を行っております。1カ所につきましてはご要望にお応えすべく、30年度で予算できるように取り組んでいるところが1カ所ございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

今財源であるところの緊急防災・減災事業債が32年度までということで、こういうのについては延長も可能なんではないでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

日置川地域につきましては、これは100%に対して70%交付税算入になります。日置川地域の過疎債、これも100%の70%と、補填の仕方は違うのですが、率は大方似ているという状況があります。日置の過疎債につきましては32年度までと一応なっております。これは延びるかどうかわかりませんが、今示してございます緊急防災・減災事業債とい

うのは、東日本大震災に伴います関連する減災を早期にやるということで、期限を確実に切っておりますので、今のところ、これはわかりませんが、1回延びてますから32年が最終ではないかと思っております。過疎債につきましてはわからない。ただ32年度で終わるといことは決まっていますから、それが延びるかどうかというのはまだ方向性は示されていないということでございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

日置川地域については、高齢者も多く、高齢者のみの世帯というのも年々増加してございます。自助、共助ということは基本であるということ言うまでもございませんが、なかなかそうもいかない。ぜひ早急に取り組みを進めていただき、津波から逃げ切ることができるように、公助による支援をよろしくお願ひしたいと思っております。

町長の公約にも防災対策があったと思うんですけど、町長いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

私の公約の中にも安心安全なまちづくりを推進しますということの中に、南海トラフ巨大地震での津波避難困難地域の解消を目指しますとうたっております。私が公約として掲げた安心安全なまちづくりを推進するためにも、また、努めて早期に津波避難困難地域を解消するための事業としてこれからも推進していく構想に変わりはありません。

なお、これは町だけでは進められない事業でございますので、早期の避難対策整備を目指して、議会のご指導、あるいは地元自治会、自主防災会のご支援ご協力を賜りたいと考えてございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

各地域で自主防災組織が組織されてございまして、大規模災害に備えた訓練などが行われ、スキルアップにつながっていると思っております。また、並行して資機材の購入や、場合によっては避難路整備を自主防災組織で整備しているとお聞きしてございます。

ここで少し質問させていただきますが、こうした組織、特に自治会や防災組織が主体となっていく避難路整備は、多額の費用を伴いますが、町のほうではどういった支援制度を用意してございますか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

自治会、自主防災組織への支援制度についてご質問にいただきました。

白浜町としましては、共助の重要性から自治会や自主防災組織の役割は大変大きいものと捉えていまして、地域の防災体制の強化並びに津波避難対策を目的とした事業を行う団体等に補助金を交付して、災害に強いまちづくりにご尽力いただいております。

対象事業としましては、避難路の整備や備蓄資機材の購入といったもの、こういうものに

つきましては町が事業費の7割、限度額が50万円を補助してございまして、ソフト面は、講演会や防災訓練、こうしたものにつきましては5割の限度額で10万円、そして自主防災組織の結成を伴う場合に、費用としまして全額しておりますが、これも限度額は5万円として補助制度を設けております。避難路の整備につきましては、多額の費用がかかるというのは、我々のほうへも十分お声をいただいております。限度額が50万円では、財政面において単年度ではなかなか整備できるものではないですし、自治会の持ち分もございまして、なかなか進まないということはお聞きしておりますが、これにつきましては町としましても、全体的な計画をお聞きした上で、複数年に分けて実施していただくような取り組みで調整させていただいているというところです。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

単年度でできない事業は数年に分けて工夫をしたらどうかということでございました。津波避難路に関してでございます。私もこうした津波被害が想定される地域を回ることがあるのですが、その中で、具体的には、日置のオークワから日の出神社付近にかけてお話を聞いたところでありまして。避難路を裏山に整備したいが、地権者の了解がまだ得られていないというお話でございます。地元区や地元自主防災組織も尽力されていると思いますが、そうしたケースに町が手助けをしてくれる、要するに、対象となる地権者と交渉し了承をとってもらう、何らかの支援をいただくことはできないかということの公助の部分でお尋ねしたいと思っております。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

避難路整備に係る地権者との交渉ということでご質問でございます。

町といたしましては、避難路整備に当たっては、整備事業に関する地元区民の同意と土地収用、売っていただくということが不可欠な条件ではありますが、地元住民の団体からさまざまなご要望を区として精査していただきまして、防災事業を地元区の総意としてご要望いただいて調整に基づく工事の実施を了承していただくと、こうした手続が必要になってこようかと思っております。

特に工事に必要な土地の収用、用地買収ですけれども、これにつきましては地権者の土地売却に対する考え方や工事に当たっての地権者さんの個人的な思いもあろうかと考えますので、避難路を含めて防災事業は人命保護にかかわる問題であるということをご理解いただくよう、まずは地元で調整をしていただきたいと思いますと考えてございます。そうした中で、町が役割を担えるものにつきましては調整に当たっていきいたいと思うわけです。

辻議員のご質問の避難路につきましては、ご要望はいただいているんですが、区の中でのご要望という位置づけにはなってございまして、基本的に津波避難困難地域の津波から逃げる避難路、避難タワー、これにつきましては地元ではなくて町が責任を持って実施するというので、これは防災補助金を使ってやる避難路整備ではなくて、町が減災事業債とかいただいて実施していくというのがスタンスで、我々は取り組ませていただいております。もしこちらに避難路を整備するという方向になれば、これは町が事業主体となって整備

していくという位置づけのものに、これは津波避難困難地域の津波避難解消になるものですから、整備はこちらなんです、ただ地元区としてこちらへというご要望ではないので、その辺は区の中でも十分調整していただく必要があろうかと思えます。

先ほどの町が50万円補助するという部分につきましては、津波避難困難地域以外の部分で、例えば洪水とか雨とかそういう部分で地元で整備したいという部分について、今のところは補助をお願いしているということですので、ご指摘の部分は津波避難困難で地元で調整していただいて、町が事業主体となって整備するという位置づけのものでございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

今総務課長のほうから、区からの要望はまだ上がってないというご答弁でございました。このオークワの近くの山については、何遍も行かせていただいて、山のほうも少し登らせていただいたんですけども、これをしっかりと活用しなければならないという思いの中で今回質問させていただいてございます。防災タワーもしかり、防災ビルもしかりでありますけれども、この山をしっかりと活用しようと。海の近くで、オークワの近くで、その横にはJAもございます。その横に花屋さん、真正面には魚屋さん、それから今やっているかどうかわからないですが、自転車屋さんもございます。そして、角のほうに散髪屋さんもございます。その入り口がちょうど登り口というか2カ所ほどございます。急ではないので、普通の人であれば上がっていけるかなと、少し整備できれば上がっていけるかと思ってございます。今、自主防災で、少し草刈りをすれば、いけるんじゃないかと。近くで、買い物客から多くの方が近くの山に登るのではないかと。

近くの山がそこにあるのに活用できていないというのは、何でだろうかという思いもしてございます。その辺の公助の部分で、少し力を入れていただいて、活用できるようにお願いしたいと思ってございます。今現在、あの場所から逃げるとすると、国道へ渡って、それからまた国道から200メートルかあるトンネルを抜けて、それからまだ200メートルから300メートル、奥へ向いて登っていかなければいけない。結構な距離があろうかと思うんです。ただその山については、もう1分2分の、オークワの近くで、JAの近くで、魚屋さんの近くであり、みんな1分2分足らずのところであるので、そこを何とか利用できないかなという思いで、今回一般質問をさせていただきました。

そこら辺のところを今後とも協力していただきたいと思いますと思ってございます。

そうしたところに、行政の手を差し伸べていただいて、少しでも地域での取り組みが進むように協力をお願いしたいと考えております。

最後に、町長の答弁をお願いできたらと思えます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま辻議員から、避難路の整備と申しますか、避難場所のことにつきましてのご質問をいただいて、ご提案もいただいたわけでございますけれども、それが地域の総意であれば、あるいは区の要望等につながっていけば、その辺は当然私どものほうでも考えていきたいと思っております。

いずれにしても、先ほどと重複いたしますけれども、私が公約として掲げております安心安全なまちづくりを推進するために、その中で努めて早期に避難困難地域を解消するためにも、やはり町の事業として推進していく構想に変わりはありません。

発生確率が高いと言われております南海トラフ地震の被害想定に基づく津波避難困難地域の解消は、まず第一優先、プライオリティーはナンバーワンでございますので、これについてはやはり総務課危機管理室を中心に取り組んでまいっておるところでございますので、今後とも、防災対策に係る事業につきましては、必ず達成しなければならない目標である地域住民の人命の保護にかかる事業でございます。これが第一でございます、その次に達成することが望ましい目標としては財産の保護だというふうに考えてございます。早期の避難対策整備を目標に、議会の皆様方のご指導、地元自治会等のご支援ご協力をいただきながら、今後も継続して事業を展開していく予定でございますので、どうぞご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

先ほど私の思いも入ってございますけれども、住民の地域の方々の声がないか、アンケートがないか、その辺、また聞いてください。地元で聞いていただきたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

辻議員のご指摘の部分については、もうご要望をいただいております。おりますけれども、それは区からのご要望じゃなくて、1つの組織といたしますか、中の1つの組織で、我々はこれまでも津波避難困難地域の解消に向けた取り組みが遅いということで、各議員からもいろいろご指摘をいただいております。これは何かといたしますと、そういうことなんです。地元の中でそれぞれの細かな地域といたしますか、それぞれの思いがあつて、例えばそこへ避難路を整備しますと、こちらのタワーは要らないですよというふうな議論になったときに、どちらを優先するかというのは、町が決めるのではなくて、やっぱり区の中で優先順位を決めていただかないと、ここにもタワー、ここには避難路、ということで、数があればそれは確かにいいのですが、町としてもやっぱり財源がありますので、この周辺に1つ建てればこのエリアが解消できるとなるところに、もう1つ避難路と言われても、なかなかそれはちょっと難しい部分があります。その辺は区長さんも十分ご承知の上のお話であると思うので、地元の中でご要望は十分いただいておりますし、思いも十分届いておりますけれども、その辺もご理解いただきながら、調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

防災対策についての質問を終わりたいと思います。

○議 長

以上で、2点目の防災対策についての質問は終わりました。

次に、3点目の小中学校のバス通学についての質問を許可いたします。

11番 辻君（登壇）

○11 番

小中学校のバス通学についてということで、質問したいと思います。

きょう家を出るときに、嫁が、子どもたちのためにしっかりと頑張ってくださいということ、頑張ってくるわと言いながらやっけてまいりました。よろしく頼みます。

日置川地域では、現在スクールバスが運行されてございますが、白浜地域においては、スクールバスの運行については、考えはあるのかどうか、その辺についていかがでしょうか。

○議 長

辻君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

白浜地域のスクールバスの運行についてご質問をいただきました。

議員ご存じのとおり、日置川地域におきましては、学校を統廃合するに当たり、通学距離の増加による児童生徒の負担軽減を図るため、スクールバスの運行を行っております。白浜地域におきましては、公共交通による交通手段も確保されていることから、現在のところスクールバスを運行する考えはございません。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

白浜町においては、路線バスを利用して通学をしている学校はございますか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

旧白浜町において、路線バスを利用して通学している学校は、白浜第一小学校と西富田小学校の2校です。白浜第一小学校は羽衣地区から通学している児童生徒、それから西富田小学校は堅田地区の一部地域、白浜駅より遠方より通学している1年生が路線バスを利用して通学をしております。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

そのバス利用については、その料金等々はご自分で支払うのでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

児童のバス代については、保護者が負担しております。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

同じ町内で、日置も白浜もということで、無料のスクールバス、また有料の路線バスとい

うことをございますけれども、その辺についてはいかがですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

無料のスクールバスの比較でございますが、最初に説明させていただいたように、現在スクールバスを運行している日置川地域とは、そのときの状況と、白浜地域とは状況が異なっておりますので、一概に比較することはできないというふうに考えております。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

全国的に高齢化が進む中で、交通機関の担う役割はますます重要になってくるのではないかと感じております。また、白浜地域では、路線バスが小学生の通学に使われていると聞いてございます。そうした意味では、その利便性を確保していくことは、これからの地域住民にとっては必要な課題の1つであると考えております。

過去の議会においても、一般質問であったかと記憶しているところですが、白浜町堅田地区の細野会館付近にあるバス停のことについてお尋ねしたいと思っております。先ほども申し上げましたが、過去にもこのことについては一般質問があったと思っております。具体的には、分譲地でありますマーメイド事務所付近へのバス停を移動する、また、新たに設置をできないかといった内容であります。そうした質問に関することも含めまして、今までの経過あるいは改めて説明をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま辻議員より、小中学校のバス通学に関連してご質問いただいております。

現在、マーメイドタウンに居住している小学生につきましては、細野バス停を利用されております。マーメイドタウンからは細野バス停までの距離や県道の交通量、通学路の安全性の向上を目的としまして、マーメイドタウン下への新たなバス停の設置を、当該管理事務所や居住されている方からご相談やご要望をいただいているところでございます。

そうした要望を受けまして、運行事業者をお願いに上がっていますが、運行事業者としましては、バス停の新設には路線において公安委員会、道路管理者との調整、またバス停用地の確保、路線ダイヤの変更に伴う掲示物等の変更が発生しまして、該当の場所については系統路線が町内の全域を補完している場所でありますから、新設に伴うダイヤ変更等も生じると。それが全てにおいて変更になってくるというような課題があるということをお聞きしているところであります。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

このバス停のことについて、地域から要望というのは提出等がございますでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

マーメイドタウン下へのバス停設置につきましては、平成27年9月に当該造成地の管理事務所より新規設置できないかとの相談がありました。また、その後もマーメイドタウンに居住されている住民の方々からご相談をいただいております。それが平成29年1月には、マーメイドタウンバス停設置に関する陳情書というものが提出されておまして、運行事業者に対しましては町のほうからこういうご要望を受けまして3回お願いに上がった経過がございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

陳情書も提出があつて、そしてまた、運行事業者のほうに3回ほど行かれたと。ありがとうございます。前向きに取り組んでいただいているということです。過去からそしたら要望がされて、当局も事業者に話をされ、現在まで協議を行っていただいていると。だが、結論には至ってないということでございます。

当該地区というか分譲地に関しましては、かなり若い世代が住宅を新築し、新たな生活を始めてございます。このことについては、当局の皆さんもご存じかと思えます。この地域から、通学をされている生徒さんについて、どれぐらいおられるのかということについてお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

現在、マーメイドタウンから西富田小学校に通学する児童は42名となっており、そのうち20名がバスで通学してございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

あわせてマーメイドの軒数についてもお聞かせいただいたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

マーメイドタウンにつきましては、だんだん人口がふえて世帯がふえてございまして、現在は約200世帯と承知しているところです。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

今、この前も上のほうまで上がってみましたがけれども、軒数的に土地の埋め立てもされていまして、また区画整理のほうをされていまして、20軒どころじゃないですね、30軒近くあるのでしょうか、区画整理のほうをされてございます。

この児童数については、1年生から6年生までである中で、1年生、2年生というのが大半

を占めているようにお聞きしているんですが、その点についてはいかがですか。人数的にわかってございますか。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）
全体が42名でございまして、そのうち1年生が6名、2年生が11名でございます。

○議 長
11番 辻君（登壇）

○11 番
今6名と11名で17名ですか。ありがとうございます。

子どもが生まれて成長して、そしてまた小学校入学とともに通学をされるようになる。地域で聞くところによりますと、バスを利用し、通学されている生徒さんは分譲地がある高台から下の県道までおりていき、そこから今あるバス停まで歩いて行って、通学するためにバスを利用するなら当然設置されているバス停までは歩く。それが当然のことだと思っております。ただ、分譲地からおると、すぐ前に路線バスが走っている県道がございます。保護者の方からすれば、できればそうしたところへバス停を設置していただきたい。車の往来が激しい県道沿いを通学路として歩くことなく、安全性もさらに確保できると思うんですが、そのあたりについてどのように感じられますか。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）
議員ご指摘のように、バス停を近くに設置することによりまして、交通量の多い県道を通学する必要がなくなりまして、安全性が十分向上すると、危険もなくなるということでございます。これにつきましては、我々もそう思い、事業者のほうへ働きかけを続けてきているところでございます。バス停を設置する場合に、基本的には運行事業者が費用をかけて実施していただくということになりますけれども、運行事業者からは新設に伴う経費負担、それに伴う法令に基づく安全性の整ったバス停の確保という課題があるということや、また、県道でございますので、県との協議等々が必要になってきます。

そうした我々の働きかけ、また地元の働きかけもあったのかと思っておりますが、そうした部分が解決されるのであれば、前向きに検討していきたいといったお話も昨今いただいておりますので、今後もいろんな協議をしながら前向きに取り組んでいきたいと考えているところです。

○議 長
11番 辻君（登壇）

○11 番
地方創生を掲げ、総合戦略の計画も策定されている中で、こうしたことへの柔軟な対応、定住促進、子育て世帯への支援という視点からも必要なことだと思っております。ぜひ早急な対応をお願いしたいと思っておりますが、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議 長
番外 町長 井瀬君

○番外(町長)

安心して通学できる環境を整備することは大変重要な取り組みでありまして、議員ご指摘のように、定住促進や子育て世代への支援にもつながるものと考えております。私も要望を直接保護者の方からお聞きしております。その中で、地域の方々より相談や要望があることも十分承知しているところです。今後におきましては、幾つかの課題をクリアしなければならないと思いますが、ハードルも高いというふうに感じておりますが、子どもたちが安心して安全に、しかもより便利に通学できるように、今後も現状の通学路の安全対策とあわせて、バス会社である運行事業者とも協議してまいりたいと考えております。

○議長

11番 辻君(登壇)

○11番

最後に、平成27年9月に町のほうに相談があったと。それから28年、29年と、29年の1月には何とかしてくださいよと陳情があった。そして、平成30年、現在、約3年にわたって年月が流れて、先ほど言いましたように、若い世代が年々ふえ続けている新築の件数、そしてまた子どもたちの児童数の増加、そういうことを鑑みながら、また平成27年度に8名であったバスの利用が現在は20名と。20名の児童がバスの通学をされている。児童の数は大変大事な数でございます。これが仮に50名、100名になると、すぐにでもしなければならんというような結論にもなつてこようかと思っておりますけど、まだ対応がなされていないということでございます。一体何人通学するようになれば必要とされるんでしょうか。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

私は人数は関係ないと思っております。今現在通学している児童が、やはり20名ほど利用しているのであれば、特にふえているということももちろん承知しているのですけれども、人数の多い少ないにかかわらず要望があれば、それに対して町当局としても実現に向けて取り組んでいくのは当然のことではないかと考えてございます。

○議長

11番 辻君(登壇)

○11番

もう終わりたいと思うんですけども、車の往来の激しい県道で、そしてまた安全性のない通学路、子育て支援において、バス停の整備へ積極的な対応を求められているのが現状ではないかと思っております。最後に町長の答弁を再度いただいて、終わりたいと思います。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

やはり子育て世代への支援というのが私の公約の1つでもあります。安心して安全に通学できるような、そういった整備、これはバス停の整備だけではございません。やはり通学路の整備等もございますし、いろんなところに危険箇所というのも、昨今、議員からのご質問にございますので、そのあたりは県道は県道、町道は町道というふうに分けないで、町の中での県道、町道も含めて、私は取り組んでいかなければいけない大きな課題であろうと思っ

てございます。町の住民の声に真摯に耳を傾けた上で、こういった整備はできるだけ早い段階で要望に応じていきたいと考えておりますので、皆様方のご協力もよろしくお願いいたします。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

これで一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって、辻君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 15 時 15 分 再開 15 時 25 分）

○議 長

再開します。

引き続き、一般質問を行います。

5番丸本君の一般質問を許可します。丸本君の質問は一問一答形式です。

原発から出る使用済核燃料中間貯蔵施設についての質問を許可します。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

5番丸本安高です。議長より発言の許可をいただきましたので、原発から出る使用済核燃料の中間貯蔵施設についてお伺いさせていただきます。

原発から出る核のごみについては、昨年9月議会で、最終処分場の受け入れについては考えていないと明確な答弁をされましたが、一方、ことしの2月議会では使用済核燃料の中間貯蔵施設については、受け入れる、受け入れない前の段階であり、私の頭の中にはない、現在白紙状態であると答弁をされております。町長は、受け入れについては拒否しておりません。

昨年、関西電力は、高浜原発3、4号機、ことしに入り大飯原発3、4号機の再稼働を始めています。福井県知事は、再稼働の条件として使用済核燃料の中間貯蔵施設を県外に決めるように求め、関西電力は2018年中に計画地点を示すとしています。

ことしの1月、関西電力が福井県に持っている美浜原発、高浜原発、大飯原発にある使用済核燃料が、青森県むつ市に、東京電力と日本原電がつくった中間貯蔵施設に搬入する方向で検討していると全国紙で報道されましたが、当の関西電力や中間貯蔵施設を持っているRFSは、この報道を否定しています。むつ市にある中間貯蔵施設については、去る6月3日の福井新聞でも取り上げられています。関電は、青森の中間貯蔵施設に出資へと報道されていましたが、同記事にある使用済核燃料のむつ市への搬入及び施設を持つRFSへ出資するという記事を関西電力は否定しております。同様に、RFSにおいても、同記事を否定しております。関西電力社長は、2018年中に計画地点を示すと福井県知事との間で約束があります。

残り6カ月、日置には関西電力が持つ海に面した広大な土地があります。関西電力は候補地選びが難航しているものと考えられます。日置が候補地として見られている可能性が高いと言わざるを得ません。

そのような中で、井瀬町長は2月議会の答弁を聞く限り、危機感が全く感じられませんで

した。ことしの2月23日と4月16日、県内外の市民団体が中間貯蔵受け入れ拒否の表明を求め来庁したとあります。町長の議会答弁を知り、危機感を持ってのことと思います。中間貯蔵施設を受け入れる考えはありませんと、明確なご答弁を求めたいと思います。

○議 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま丸本議員より、使用済核燃料の中間貯蔵施設についてご質問をいただきました。

これまでも中間貯蔵施設に関するご質問を何度かいただいております。また、先ほどの溝口議員への答弁と同じものになりますが、改めまして私の考えを正確にお伝えしたいと思います。

以前より申し上げてきましたが、中間貯蔵施設につきましては、国や事業者から施設に関する相談や申し入れなどは一切なく、当町が適地であるとも示されていない状態であり、受け入れる、受け入れない前の段階であり、私の頭の中にはなく、白紙状態であると答弁したところであります。これは決して前向きな考えを示したのではなく、具体的な話がない中においては、私としましては判断しにくいとのことで答弁してきたところです。

丸本議員からも、これまでに何度もご質問をいただきまして、私の考えを説明してまいりましたが、町民の中には、やはり不安を感じていらっしゃる方も多々いらっしゃると思います。国や事業者から何のコンタクトも申し入れもない中で、繰り返しの答弁となりますが、中間貯蔵施設について受け入れることは考えておりません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

受け入れることは考えていないと、午前中の答弁にもありました。私は、昨年の9月議会最終処分場についてお話したときにも、国からあるいは関西電力から話がない中、受け入れる考えはないと。しかし一方、12月議会とことしの2月議会、これは白紙だと、相談があれば話し合いに応じると、こう答弁されたんです。今回は、国や事業者とおっしゃったんですか関西電力とおっしゃったのかですけども、相談がない中、受け入れる考えはないと、一歩前進したんですけども、でしたら町長、相談があれば話し合うと、これは議会答弁を何回かされています。国や関電から相談があっても受け入れるのか受け入れないのか、その辺の答弁を求めたいんです。

受け入れる考えはないの先に相談がないと言っているでしょう。午前中もそうですけど、今もそうです。相談がない中受け入れる考えはないと。じゃあ相談があったら受け入れることあり得るのかと、話し合いに応じると、これは答弁したんですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

これは繰り返しになりますけれども、中間貯蔵施設につきましてはこれまで国や事業者から具体的な話や申し出はございません。町内に適地があるかどうかについてのそういったことが示されているわけでもございません。国や電力会社からは、コンタクトがもし仮にあつ

た場合、首長の立場としては当然話を聞かないというわけにはいかないと考えております。ただし、受け入れを前提として話を聞くわけではないということは、以前にも申し上げたとおりでございます。今現在のところ、私の答弁につきましては、けさの答弁でも申し上げましたように、受け入れる考えはないというふうに明確にお答えさせていただいております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

けさも私にも同じような答弁です。それはそれでいいんです。しかし、そのくくりの中に、話し合いに応じる考えはないと、話し合いがない中と、相談がない中というのが入っておるんですよ。相談があったらどうするんですかと聞いているんです。国や関西電力から相談があったら、中間貯蔵についての相談があったらどうするんですか。受け入れる考えはないと貫いてくれるんですね。どうなんですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほどから申し上げているように、何ら具体的な話がない中で、受け入れることは考えていないんです。もし仮に、そういった話し合いといいますか申し出があった場合は、当然これは町民の理解あるいは同意が前提になるのではないかというふうに、前から考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

そしたら、町民の同意が前提になったら、受け入れることも考えるのか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

私の考えだけでは決められることではないと考えております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

グレーなのではっきりした答弁をいただきたい。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

私は、最終処分場のことにつきましても受け入れる考えはございませんと申し上げました。今回の中間貯蔵施設についても受け入れる考えはないというふうに明確に答弁をしたわけです。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ですから、話し合いがあったときはどうされるんですかと。話し合いに応じると言うたんですから。話し合いに応じないと言うてるのでしたら、話し合いに応じませんと、今の答弁でいいんですよ。話し合いに応じると言うてるから、中間貯蔵施設の相談があったら話し合いに応じて、受ける、それでも受け入れんと表明していただけるんですねということです。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

話し合いの申し出があれば、当然それは首長として話を聞くというのは、私は町としての立場といいますか、責務だと思っております。それについては話を聞いてから、逆に話を聞くイコール受け入れるわけではございませんし、当然それはそのときの状況によるんでしょうけれども、当然これは町民の同意といいますか、理解がなければ当然進まないというふうには思っておりますし、その時点で判断すればいいのではないかと考えてございます。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5番

私は受ける考えはないと、一歩前進したかと思えますけれども、今の答弁を聞いている限り、グレーなのがかなり出て、はっきり話し合いに応じると言うてるのだから、これを取り消さない限り、受け入れる考えはないと私は受け取ることはできんのです。他の方は知りませんよ。

それで、その辺もう何回言い合いをしてもあれですから、受ける考えはないということは、話し合いがない中でという言葉が前についてあるから、あったらどうするとはっきり答えんわけや。

関西電力が中間貯蔵施設を急ぐ理由として、福井3原発の使用済み核燃料プールの空きが少なく、六ヶ所村のプールも満杯になり、これ以上六ヶ所村への持ち出しができなくなっている。どこかに中間貯蔵施設ができれば、関電の福井3原発のプールに余力ができ、原発を今後動かし続けることができてきます。使用済み核燃料を保管するのが中間貯蔵施設であり、中間貯蔵施設の貯蔵期間は法的に定められているのでしょうか。中間というたら一時預かりみたいなことを受け取る人もおると思うんですけれども、その持ち出し先というのは法律で定められているんですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

詳細につきましてはわかりかねますが、現状では、貯蔵期間の法的なことは私は存じ上げておりません。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5番

施設名には、中間とついており、一時保管する場所と受け取ることができますが、六ヶ所村にある再処理工場はトラブル続きで、20年以上稼動していないとのことであります。中間貯蔵施設に保管した後、使用済み核燃料の持ち出し先が今現在決まっていない。中間貯蔵施

設が最終処分場になるのではと危惧する声もございます。貯蔵先の貯蔵後の持ち出し先は、どこが決めるのか、電力会社が決めるのか、また国が決めるのですか、答弁を求めたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

電力会社が決めるのか、国が決めるのかというご質問ですけれども、現在のところこの持ち出し先を決める機関など、私も詳細は存じ上げておりません。これは私が取り組むべき問題でもないというふうに考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

現在六ヶ所村の再処理工場は稼動していないとあります。そして、最終処分場もない中、中間貯蔵施設に持ち込まれる使用済核燃料の搬出先がなくなってきます。中間貯蔵施設建設を許すと、半永久的な使用済核燃料の捨て場になるのではと考えられると思いますけれども、答弁を求めたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ご指摘のことにつきましては、やはり国及び関係機関が丁寧に時間をかけ、慎重に取り組むべき案件でないかと考えております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

何項目か質問を割愛させていただきます。質問がちょっと飛びます。

関西電力は、中間貯蔵施設建設が急がれる中、他の関電エリア内の自治体の動きを見ますと、ことし1月、関西電力が青森県むつ中間貯蔵施設に使用済核燃料を搬入と、新聞報道がありましたが、むつ市長は、現時点で受け入れられないと拒否をしたとあります。福井県の新発に近い京都府舞鶴市、宮津市も受け入れ反対を表明し、宮津市においては中間貯蔵施設建設阻止を狙ったとみえる条例、ふるさと宮津を守り育てる条例が、平成27年4月1日に施行されたとあります。同条例の基本理念第2条で、私たちのふるさと宮津を将来にわたって豊かで安全なまちとしていくため、市及び市民等がそれぞれの役割を担いながら、ふるさと宮津の美しい自然、心豊かな生活環境を協働して守り育てていかなければならない。そして、第4条にはこう出ています。前2条に規定する基本理念及び施策にそぐわない施設で、別表に掲げるものを立地しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとなっています。別表では、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第2条に定める核原料物質もしくは核燃料物質を貯蔵、または原子炉を設置しようとする施設、その他これに類する施設としています。条例の理念、施策に合わないものとして、核の貯蔵施設が入っています。

町長にお伺いいたします。宮津市同様、当白浜町にも関西電力が所有する土地があります。条例があれば、中間貯蔵施設建設の予防線にもなると思いますが、条例制定を検討してみ

はいかがでしょうか。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ご指摘の条例の制定につきましては、受け入れる考えもなく、その必要性もない状況ですが、今後の課題としまして、慎重に検討を行い、必要とあれば議会とも相談したいと考えております。

○議 長
5番 丸本君(登壇)

○5 番

これは町長、非常に大事なことだと思いますから、参考にして、ぜひ条例を制定していただきたいと思います。

昨年の中ごろから、関西電力の動きが活発になっていると聞いております。ことしの夏休みに町内少年野球チーム4チームが、関西電力が大人5,000円、子ども2,000円の旅行参加計画があると聞いております。内容は、1日目が地元の少年野球チームとの交流戦をし、2日目は、大人は原発PR館の見学、子どもは科学館見学と聞いています。昨年も日置少年野球チームが福井へ行きましたが、ことしも町内の少年野球チームが、8月上旬に福井への関西電力の旅行へ参加予定と聞いているが、当局は把握しているのかお聞きしたい。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

詳細につきましては、把握しておりません。

○議 長
5番 丸本君(登壇)

○5 番

知らないということやな。

白浜町内に少年野球チームは3チーム、すさみ町に1チーム、合計4チームがあり、それぞれ監督と代表あるいはコーチを置いているとお聞きしております。白浜町職員が監督または代表についているのは、それぞれ何人おられますか。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

職員の地域活動の一環で、少年野球チームは活動されているのだと思います。青少年の健全な育成に大切な活動だと認識しております。しかしながら、関係職員の人数の実態までは把握してございません。

○議 長
5番 丸本君(登壇)

○5 番

福井県への関西電力の旅行の募集をしていると、このようにお聞きしてるんですけども、そういう事実、実態というのはあるんですか。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)
それに関しましても承知してございません。

○議 長
5番 丸本君(登壇)

○5 番
行っているか行っていないか、知らないということやな。そういうのは全然町は関知して
いないということですか。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)
関知しておりませんし、関知する必要もないと考えております。

○議 長
5番 丸本君(登壇)

○5 番
町長、少年野球チームに町は補助金が出とるんじゃないですか。関知せんところに補助金
を出して、何も知らんということ。補助金が出ているのと違いますか。野球チームに出てい
ませんか。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)
ちょっと今手元にその資料はございませんけれども、少年野球の防犯の部分は補助金が出
ていたと思いますけれども、今現在は出てないというふうに、今総務課長から聞いた次第で
ございます。

○議 長
5番 丸本君(登壇)

○5 番
ことは8月11日から12日に大飯原発へ行くらしいですけども、去年も大飯へ行った
という話を私は聞いておるんです。こういう事例を私が聞いておるんですけども、町はこれ
を把握できてあるのか。この原稿を渡してあるでしょう。私はここでつくって言うてるのと
違う、ちゃんと渡してある。ここへ持ってきてるんです。課長会で答弁をすり合わせてして
あるんじゃないですか。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)
丸本議員のご質問につきましても、課長会で当然すり合わせをしてございます。質問をい
ただくまでは、町長のおっしゃるよう把握する必要のないものと、人事情報を把握する必
要がないものとして考えていますし、ただしご質問をいただきましたので、私個人は、総務
課長としては調査して把握してございますが、町長にご報告する内容でもございませんので、

町長にはご報告しておりません。中身を全部私は承知しております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

総務課長が把握できているけれども、町長に伝えていないということやな。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

お伝えしてございませんし、お伝えすべき内容であるとも承知しておりません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

次に行きます。

中間貯蔵施設がこの白浜町に来るのではと危惧する町民が、白浜町の内外にございます。8月に大飯原発に行く予定やと聞いておるんです。この旅行は気になるところです。中間貯蔵施設建設に向けてではないのかと私は思いますが、町長はどうお考えになられますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

私は把握してございませんし、例えば企業さんが行うそういった事業につきましては、当然企業の判断で行っていることだと思えますし、そこに参加するしないというのは、これは誘われた方といたしますか、参加を要請された方が当然その判断で決めるべきものだというふうに考えております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

私は参加するのをどうこうと言っているのではないんですよ。大人5,000円、子ども2,000円。特に盆前の日曜日に行くみたいですけども、こんな繁忙期は、白浜でも10日に花火祭りが終わったら、15日まで1年中で一番忙しい。私もここで20年タクシーに乗っているからよく知っているんです。こういう繁忙期に大飯原発へ行くってどこかへ宿泊するはずや。営利企業が赤字を出してまで旅行すると。原発が動いたら、各電力会社でも中間貯蔵施設の問題が出てくる。裏に何かあるか、危機感を持たんと、この旅行の件に関しては、町長はほとんど、承知してないとかそういう答弁ばかりや。質問を出してある中で、知らんというはずはない。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

知らんはずがないといわれましても、知らないものは知りませんので、全く私自身もこの議場で知らないことは知らないというふうに申し上げておるわけでございます。企業さんが行う事業につきましては、意見を申し上げることは差し控えさせていただきますけれども、

それぞれの企業さんが、例えば経営活動なら経営活動の中で、いろんな対象の相手は変わりますけれども、いろんな事業を展開する中でそういった旅行とかは当然だと思います。これは旅行業界においても、私も知っている範囲では、旅行会社が旅行会社を白浜町に招くとか、それは無償とか有償とかいろいろありますけれども、無料、有料にかかわらず、そういったファムツアーを行ったりすることとよく似たケースではないかなというふうに考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

中間貯蔵施設について、国や関西電力から話があれば説明を聞くと、このように議会答弁をされていますね。町民の中には町長の発言に不安を感じている住民が少なからずいます。先人から引き継いだ核のない自然豊かなこの白浜を後世へ渡すのが今生きる我々に課せられた責務ではないでしょうか。いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

これも繰り返しになるかも知れませんが、国や関西電力さんとは必要に応じて協議を行うことは、町としては当然のことだと私は考えております。しかし、説明を伺ったり協議を行ったからといって、受け入れるということにはならないわけです。内容によっては住民の声を届ける機会になるものではないかと考えております。むしろ、何事も交渉なくして物事の話し合いは成り立ちません。住民の意見や議会の考えを的確に伝えることが、首長としての責務であるとも考えております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ちょっと答弁聞いていたら、理解しにくい答弁もありましたけども、これで私の一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって、丸本君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日6月15日金曜日午前9時30分に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。次回は6月15日金曜日午前9時30分に開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長 西尾 智朗は、16時00分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成30年6月14日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員